○総務省令第百二十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百条第一項各号、同条第五項において準用する同法第十七条第三項において準用する同法第九条第一項並びに第百条第五項において準用する同法第二十八条、第三十条及び第三十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に

掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（通信設備） 第四十四条　法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ 2　前項第一号⑴の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。 ［一・二　略］ （通信設備以外の許可を要する設備） 第四十五条　法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備は、高周波エネルギーを発生させ、又は用いるもの（以下「通信設備以外の設備」という。）であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（次に掲げるものを除く。）とする。 一　次に掲げる設備であつて、第四十六条の二第一項の規定により総務大臣が型式について指定したもの ⑴　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー ⑵　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械 ⑶　無電極放電ランプ ⑷　一般用非接触電力伝送装置 ⑸　電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池、モーター等に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道の線路から五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。） ⑹　搬送ロボット用非接触電力伝送装置（搬送用ロボット（工場、物流拠点等で使用される物資を搬送するためのロボットをいう。）に搭載された蓄電池、モーター等に対して給電できる非接触型の設備をいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。） ⑺　一般用放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧（直流にあつては七百五十ボルト以下、交流にあつては六百ボルト以下の電圧をいう。以下この号及び第四十六条の二第一項第十五号において同じ。）の電力系統に直接接続する施設で使用する可能性のあるもの（非接触電力伝送装置を除く。）をいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。） ⑻　一般用非放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設で使用する可能性のあるものをいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。） ⑼　業務用放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設でのみ使用するもの（非接触電力伝送装置を除く。）をいう。第四十六	（通信設備） 第四十四条　［同上］ ［一・二　同上］ 2　前項第一号の⑴の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。 ［一・二　同上］ （通信設備以外の許可を要する設備） 第四十五条　法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を次のとおり定める。 一　医療用設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを医療のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。）

条から第四十六条の三までにおいて同じ。）

⑽　業務用非放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設でのみ使用するものをいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。）

二　次に掲げる設備であつて、第四十六条の七に規定する型式確認を行つたもの

⑴　電子レンジ

⑵　電磁誘導加熱式調理器

［削る］

（指定の申請）

第四十六条　第四十四条第一項第一号⑴及び第二号⑶並びに第四十五条第一号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

［一　略］

二　一般搬送式デジタル伝送装置

⑴　前号⑴から⑶までに掲げる事項

［⑵・⑶　略］

⑷　次に掲げる事項の設計値及び測定値

㈠　前号⑹㈡及び㈢に掲げる事項

［㈡　略］

三　特別搬送式デジタル伝送装置

⑴　第一号⑴から⑶まで並びに前号⑵及び⑶に掲げる事項

［⑵　略］

⑶　次に掲げる事項の設計値及び測定値

㈠　第一号⑹㈡及び㈢並びに前号⑷㈡に掲げる事項

［㈡　略］

四　広帯域電力線搬送通信設備

二　工業用加熱設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを木材及び合板の乾燥、繭の乾燥、金属の熔融、金属の加熱、真空管の排気等工業生産のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。）

三　各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。）及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置（搬送用ロボット（工場、物流拠点等で使用される物資を搬送するためのロボットをいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備をいう。以下同じ。）並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行つた電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。）をいう。以下同じ。）

（指定の申請）

第四十六条　第四十四条第一項第一号の⑴及び第二号の⑶並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

［一　同上］

二　［同上］

⑴　前号の⑴から⑶までに掲げる事項

［⑵・⑶　同上］

⑷　［同上］

㈠　前号の⑹の㈡及び㈢に掲げる事項

［㈡　同上］

三　［同上］

⑴　第一号の⑴から⑶まで並びに前号の⑵及び⑶に掲げる事項

［⑵　同上］

⑶　［同上］

㈠　第一号の⑹の㈡及び㈢並びに前号の⑷の㈡に掲げる事項

［㈡　同上］

四　［同上］

(1)　第一号(1)から(3)までに掲げる事項
(2)　次に掲げる事項の設計値及び測定値
(一)　第二号(4)(二)に掲げる事項
［(二)・(三)　略］
［(3)　略］
五　誘導式読み書き通信設備
(1)　第一号(1)から(3)までに掲げる事項
［(2)　略］
(3)　次に掲げる事項の設計値及び測定値
(一)　第一号(6)(一)及び(二)に掲げる事項
［(二)　略］
六　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー
(1)　第一号(1)及び(2)に掲げる事項
(2)　外観（写真で示すものとする。）
(3)　利用する周波数（以下「利用周波数」という。）並びに周波数変動幅の設計値及び測定値
［削る］
［(4)　略］
(5)　次に掲げる事項の測定値
(一)　交流電源端子における妨害波電圧
(二)　有線通信端子（電気通信回線に接続するための端子をいう。以下同じ。）における妨害波電圧及び妨害波電流（有線通信端子を有する設備に限る。）
(三)　不要発射による磁界強度又は電界強度
七　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械
(1)　第一号(1)及び(2)並びに前号(4)に掲げる事項
(2)　外観及び構造（図面及び写真で示すものとする。）
(3)　発振の方式
(4)　［略］
八　無電極放電ランプ
(1)　第一号(1)及び(2)、第六号(4)並びに前号(2)及び(3)に掲げる事項
［(2)　略］
九　一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置
(1)　第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(4)並びに第七号(2)に掲げる事項
［(2)・(3)　略］
十　一般用放射等設備
(1)　第一号(1)及び(2)、第五号(2)並びに第六号(2)、(3)及び(4)に掲げる事項

(1)　第一号の(1)から(3)までに掲げる事項
(2)　［同上］
(一)　第二号の(4)の(二)に掲げる事項
［(二)・(三)　同上］
［(3)　同上］
五　［同上］
(1)　第一号の(1)から(3)までに掲げる事項
［(2)　同上］
(3)　［同上］
(一)　第一号の(6)の(一)及び(二)に掲げる事項
［(二)　同上］
六　［同上］
(1)　第一号の(1)及び(2)に掲げる事項
(2)　外観及び構造（図面及び写真で示すものとする。）
(3)　発振の方式
(4)　振動子の種類及び型名
［(5)　同上］
(6)　次に掲げる事項の設計値及び測定値
(一)　利用する周波数（以下「利用周波数」という。）及び周波数変動幅
［新設］
(二)　電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度
七　［同上］
(1)　第一号の(1)及び(2)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
［新設］
［新設］
(2)　［同上］
八　［同上］
(1)　第一号の(1)及び(2)並びに第六号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
［(2)　同上］
九　［同上］
(1)　第一号の(1)及び(2)、第五号の(2)並びに第六号の(2)及び(5)に掲げる事項
［(2)・(3)　同上］
［新設］

(2)　次に掲げる事項の測定値

(一)　交流電源端子における妨害波電圧

(二)　有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流（有線通信端子を有する設備に限る。）

(三)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度

十一　一般用非放射等設備にあつては、第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(2)、(3)及び(4)並びに前号(2)に掲げる事項

十二　業務用放射等設備にあつては、第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(2)、(3)及び(4)並びに第十号(2)に掲げる事項

十三　業務用非放射等設備にあつては、第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(2)、(3)及び(4)並びに第十号(2)に掲げる事項

［２　略］

（指定）

第四十六条の二　総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件（総務大臣が別に告示するものを除く。）に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

一　搬送式インターホン

［(1)～(3)　略］

(4)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲内にあること。

［(5)～(7)　略］

二　一般搬送式デジタル伝送装置

［(1)　略］

(2)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲内にあり、また、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲内にあること。

［(3)・(4)　略］

(5)　前号(7)に掲げる条件

三　特別搬送式デジタル伝送装置

［(1)～(3)　略］

(4)　第一号(7)及び前号(2)から(4)までに掲げる条件

四　広帯域電力線搬送通信設備

(1)　搬送波の周波数が二MHzから三〇MHzまでの範囲内にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が二MHzから三〇MHzまでの範囲内にあるものであること。

［(2)・(3)　略］

(4)　第一号(7)に掲げる条件

［(5)・(6)　略］

五　誘導式読み書き通信設備

［(1)～(5)　略］

［新設］

［新設］

［新設］

［２　同上］

（指定）

第四十六条の二　総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

一　［同上］

［(1)～(3)　同上］

(4)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあること。

［(5)～(7)　同上］

二　［同上］

［(1)　同上］

(2)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあり、また、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあること。

［(3)・(4)　同上］

(5)　前号の(7)に掲げる条件

三　［同上］

［(1)～(3)　同上］

(4)　第一号の(7)及び前号の(2)から(4)までに掲げる条件

四　［同上］

(1)　搬送波の周波数が二MHzから三〇MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が二MHzから三〇MHzまでの間にあるものであること。

［(2)・(3)　同上］

(4)　第一号の(7)に掲げる条件

［(5)・(6)　同上］

五　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　第一号(7)に掲げる条件

六　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー

(1)　利用周波数が一〇kHzから五〇kHzまでの範囲内にあること。

［(2)　略］

(3)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	七九デシベル	六六デシベル
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで　※	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(6)　第一号の(7)に掲げる条件

六　［同上］

(1)　利用周波数が一〇kHzから五〇kHzまでの範囲にあること。

［(2)　同上］

(3)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（無線通信規則に規定する我が国で使用する科学医療用の周波数（以下「ISM用周波数」という。）に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(4)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度がその設備からメートルの距離において次の㈠から㈢までの各表に定める値以下であること。

㈠　利用周波数における磁界強度

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上五〇kHz以下	三七・一デシベル

㈡　不要発射による磁界強度

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
五〇kHzを超え一五〇kHz以下	二三・一デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	五七・五デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	四七・五デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	五二・五デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	四三・五デシベル
三・九五MHz以上二〇MHz未満	一八・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	八・五デシベル

㈢　不要発射による電界強度

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）

三〇MHzを超え四七MHz未満	六八デシベル	
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル	
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル	
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル	
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル	
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル	
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル	
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル	
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル	
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル	
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル	
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル	
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル	
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル	
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル	

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

［新設］

［新設］

(5)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで　※	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(6)　不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室（室内の六面のうち床面以外の五面に電波吸収体を設置し、床面を導電性大地面とした電波暗室をいう。以下同じ。）において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上三三〇MHz以下	四〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	四七デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるもの（以下この項及び第四十六条の七第一項第一号(7)(二)において「小型設備」という。）にあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であり、かつ、電波全無響室（室内の六面全てに電波吸収体を設置した電波暗室をいう。以下この項及び第四十六条の七第一項第一号(7)(二)において同じ。）において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上三三〇MHz以下	五二デシベルから四五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	五二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(7)　内部最高周波数（設備の内部で利用される電流の周波数（設備に組み込まれる集積回路の内部だけで利用されるものを含む。）のうち最も高いものをいう。以下この項において同じ。）が一〇八MHzを超える設備の場合は、不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七六デシベル	五六デシベル
三GHzを超え六GHz以下	八〇デシベル	六〇デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上二GHz以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

(8)　妨害波電圧、妨害波電流及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(9)　第一号(7)に掲げる条件

［新設］

(5)　(3)の電源端子における妨害波電圧並びに(4)の利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(6)　第一号の(7)に掲げる条件

七　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(1)　利用周波数が二〇・〇五kHzから一〇〇kHzまでの範囲内にあること。

［(2)・(3)　略］

(4)　第一号(7)に掲げる条件

八　無電極放電ランプ

(1)　利用周波数が一一〇kHzから一七五kHzまで、二〇〇kHzから三〇〇kHzまで、四五〇kHzから四九〇kHzまで、二・二MHzから三MHzまで又は一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲内にあること。

(2)　高周波出力の定格値が四〇〇ワット以下（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲内のものにあつては、二〇〇ワット以下）であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(3)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲内のものに限る。）。

(一)　電源端子における妨害波電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

(二)　三メートルの距離における磁界強度

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一・二　略］

(三)　一〇メートルの距離における電界強度

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

(4)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)まで及び(四)又は(五)の各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲内のものを除く。）。

［(一)～(五)　略］

［(5)　略］

(6)　第一号(7)に掲げる条件

九　一般用非接触電力伝送装置

(1)　四〇〇kHz帯電界結合型一般用非接触電力伝送装置

七　［同上］

(1)　利用周波数が二〇・〇五kHzから一〇〇kHzまでの範囲にあること。

［(2)・(3)　同上］

(4)　第一号の(7)に掲げる条件

八　［同上］

(1)　利用周波数が一一〇kHzから一七五kHzまで、二〇〇kHzから三〇〇kHzまで、四五〇kHzから四九〇kHzまで、二・二MHzから三MHzまで又は一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲にあること。

(2)　高周波出力の定格値が四〇〇ワット以下（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものにあつては、二〇〇ワット以下）であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(3)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものに限る。）。

(一)　［同上］

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

(二)　［同上］

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一・二　同上］

(三)　［同上］

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

(4)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)まで及び(四)又は(五)の各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものを除く。）。

［(一)～(五)　同上］

［(5)　同上］

(6)　第一号の(7)に掲げる条件

九　［同上］

(1)　［同上］

(一)　利用周波数が四二五kHzから四七一kHzまで、四八〇kHzから四八九kHzまで、四九一kHzから四九四kHzまで、五〇六kHzから五一七kHzまで及び五一九kHzから五二四kHzまでの範囲内にあること。

〔(二)・(三)　略〕

(四)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔注　略〕

(五)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
〔略〕	〔略〕

〔注一～三　略〕

(六)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
〔略〕	〔略〕

〔(七)～(九)　略〕

(十)　第一号(7)に掲げる条件

(2)　六・七MHz帯磁界結合型一般用非接触電力伝送装置

(一)　利用周波数が六・七六五MHzから六・七九五MHzまでの範囲内にあること。

〔(二)・(三)　略〕

(四)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔注　略〕

(五)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
〔略〕	〔略〕

〔注一～六　略〕

(六)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める

(一)　利用周波数が四二五kHzから四七一kHzまで、四八〇kHzから四八九kHzまで、四九一kHzから四九四kHzまで、五〇六kHzから五一七kHzまで及び五一九kHzから五二四kHzまでの範囲にあること。

〔(二)・(三)　同上〕

(四)　〔同上〕

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔注　同上〕

(五)　〔同上〕

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
〔同上〕	〔同上〕

〔注一～三　同上〕

(六)　〔同上〕

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
〔同上〕	〔同上〕

〔(七)～(九)　同上〕

(十)　第一号(7)に掲げる条件

(2)　〔同上〕

(一)　利用周波数が六・七六五MHzから六・七九五MHzまでの範囲にあること。

〔(二)・(三)　同上〕

(四)　〔同上〕

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔注　同上〕

(五)　〔同上〕

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
〔同上〕	〔同上〕

〔注一～六　同上〕

(六)　〔同上〕

値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

［七）～九）　略］

十）　第一号⑺に掲げる条件

電気自動車用非接触電力伝送装置

⑴　利用周波数が七九㎑から九〇㎑までの範囲内にあること。

［⑵・⑶　略］

⑷　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	準尖頭値	平均値
	［略］	［略］

［注　略］

⑸　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一～五　略］

⑹　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［⑺～⑼　略］

⑽　第一号⑺に掲げる条件

⑾　設備の見やすい箇所に、その設備による給電は鉄道の線路から五メートル以上離れた位置においてのみ可能である旨が表示されていること。

十一　搬送ロボット用非接触電力伝送装置

⑴　利用周波数が六・七六五㎒から六・七九五㎒までの範囲内にあること。

［⑵・⑶　略］

⑷　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	準尖頭値	平均値
	［略］	［略］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

［七）～九）　同上］

十）　第一号の⑺に掲げる条件

［同上］

⑴　利用周波数が七九㎑から九〇㎑までの範囲にあること。

［⑵・⑶　同上］

⑷　

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	準尖頭値	平均値
	［同上］	［同上］

［同上］

［注　同上］

⑸　

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一～五　同上］

⑹　

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［⑺～⑼　同上］

⑽　第一号の⑺に掲げる条件

⑾　設備の見やすい箇所に、その設備による給電は鉄道のレールから五メートル以上離れた位置においてのみ可能である旨が表示されていること。

十一　［同上］

⑴　利用周波数が六・七六五㎒から六・七九五㎒までの範囲にあること。

［⑵・⑶　同上］

⑷　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	準尖頭値	平均値
	［同上］	［同上］

［注　略］

(5)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注二・二　略］

(6)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［(7)～(9)　略］

(10)　第一号(7)に掲げる条件

［(11)　略］

十二　一般用放射等設備

(2)(1)　利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲内にあること。

(2)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで　※	五六デシベルから四六デシベルまで　※
五〇〇kHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	八四デシベルから七四デシベルまで　※	七四デシベルから六四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

［注　同上］

(5)　［同上］

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一・二　同上］

(6)　［同上］

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［(7)～(9)　同上］

(10)　第一号の(7)に掲げる条件

［(11)　同上］

［新設］

(4) 有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流の準尖頭値及び平均値が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで※	三〇デシベルから二〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(5) 試験場で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上三〇MHz以下	三九デシベルから三デシベルまで※

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6) 利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一) 野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注一 その設備が小型設備である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二 準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

[新設]

十三　一般用非放射等設備

(1)　利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲内にあること。

(2)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz未満	九〇デシベルから七九デシベルまで　※
一五〇kHz以上五〇〇kHz以下	七九デシベルから六六デシベルまで　※
五〇〇kHzを超え五MHz以下	七三デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル

(3)　放射妨害波電力が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	四二デシベルから三九デシベルまで　※
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五九デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三九デシベルから三七デシベルまで　※
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三七デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であっても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(7)　利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。(二)及び(三)において同じ。）が七〇デシベル以下であること。

(二)　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(三)　振幅確率分布特性値（振幅確率分布において規定した振幅又は確率に対応する値をいう。以下同じ。）（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が、確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(8)　妨害波電圧、妨害波電流、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(9)　第四十八条各号に掲げる条件

	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで※	五六デシベルから四六デシベルまで※
五〇〇kHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	八四デシベルから七四デシベルまで※	七四デシベルから六四デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで※	三〇デシベルから二〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(5)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注　その設備が小型設備である場合は、その設備から三メートルの距離において測定し

(ロ) その設備が小型設備であり、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上三三〇MHz以下	四二デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6) 内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七〇デシベル	五〇デシベル
三GHzを超え六GHz以下	七四デシベル	五四デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(イ) 内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上三GHz以下

(ロ) 内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

(ハ) 内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(ニ) 内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

(7) 妨害波電圧、妨害波電流及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

十四　業務用放射等設備

(8) 第四十八条各号に掲げる条件

(1) 利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲内にあること。

(2) 交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(イ) 定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統（全ての充電部を、大地から絶縁する電力系統、一点をインピーダンスを介して大地へ接続し、かつ、電気設備の露出導電性部分を単独若しくは一括して接地する電力系統又は系統の接地へ接続する電力系統をいう。次号(2)(イ)において同じ。）にのみ接続して設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値

〔新設〕

一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(二)　(一)に規定する設備以外の設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで　※	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで　※	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(5)　試験場で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	測定距離ごとの準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）		
	三〇メートル	一〇メートル	三メートル
一五〇kHz以上四九〇kHz未満	三三・五デシベル	五七・五デシベル	八二デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	二三・五デシベル	四七・五デシベル	七二デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	二八・五デシベル	五二・五デシベル	七七デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	二三・五デシベル	四三・五デシベル	六八デシベル
三・九五MHz以上一一MHz未満	八・五デシベル	一八・五デシベル	六八デシベルから二八・五デシベルまで※
一一MHz以上二〇〇MHz未満	八・五デシベル	一八・五デシベル	二八・五デシベル
二〇〇MHz以上三〇〇MHz以下	一二・五デシベル	八・五デシベル	一八・五デシベル

注一　その設備から三〇メートル、一〇メートル又は三メートルのいずれかの距離において測定を行い、表中の許容値を適用する。ただし、三メートルの距離における許容値は小型設備に対してのみ適用する。

二　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル

一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一GHz以下	六〇デシベル

注一　その設備から三〇メートルの距離において測定した準尖頭値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であつて、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	八〇デシベルから七八デシベルまで　※
四七MHz以上五四・五六MHz未満	六〇デシベル
五四・五六MHz以上六八MHz以下	六〇デシベルから五九デシベルまで　※
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	七二デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	八七デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	七二デシベルから七一デシベルまで　※
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六八デシベルから六七デシベルまで　※
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七七デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六七デシベルから六六デシベルまで　※
一五六MHzを超え一七四MHz未満	八〇デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五六デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六六デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五六デシベルから五五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六五デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六八デシベル
四七〇MHz以上一GHz以下	六五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(7)　利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利

用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　次の表に定める値以下であること。

周波数帯	尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHz以上四・八GHz以下	七〇デシベル
四・八GHzを超え五GHz未満	八二デシベル
五GHz以上五・七二五GHz以下	七〇デシベル
五・七二五GHzを超え五・八七五GHz未満	八二デシベル
五・八七五GHz以上七・二GHz以下	七〇デシベル
七・二GHzを超え七・五GHz未満	八二デシベル
七・五GHz以上九・六GHz以下	七〇デシベル
九・六GHzを超え一〇GHz未満	八二デシベル
一〇GHz以上一一・四五GHz以下	七〇デシベル
一一・四五GHzを超え一一・七五GHz未満	八二デシベル
一一・七五GHz以上一二GHz以下	七〇デシベル
一二GHzを超え一二・五GHz未満	八二デシベル
一二・五GHz以上一四・四GHz以下	七〇デシベル
一四・四GHzを超え一五GHz未満	八二デシベル
一五GHz以上一六・八GHz以下	七〇デシベル
一六・八GHzを超え一七・六二五GHz未満	八二デシベル
一七・六二五GHz以上一八GHz以下	七〇デシベル

(二)　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が七三デシベル毎メートルマイクロボルト以下であること。

(三)　振幅確率分布特性値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル毎メートルマイクロボルト以下であること。

(8)　妨害波電圧、妨害波電流、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(9)　第四十八条各号に掲げる条件

十五　業務用非放射等設備

(1)　利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲内にあること。

(2)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はIT電力系統にのみ接続する設備であつて、専用の変圧器又は発電機から給電され低圧の架空電力線に接続せず、かつ、

［新設］

つ、住宅用地から三〇メートル以上離れた場所又は遮蔽として働く構造物によつて隔絶された場所にのみ設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(二)　定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の電力系統に直接接続せずに設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで※	八〇デシベルから六〇デシベルまで※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(三)　(一)及び(二)に規定する設備以外の設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	七九デシベル	六六デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで※	八四デシベルから七四デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで　※	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(5)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の電力系統に直接接続せずに設置する設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	五〇デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　(一)に規定する設備以外の設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	四七デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(三)　その設備が小型設備であつて、かつ、(一)に規定する設備を電波全無響室において測定

した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	六二デシベルから五五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	五五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(四)　その設備が小型設備であつて、かつ、(一)に規定する設備以外の設備を電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	五二デシベルから四五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	五二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七六デシベル	五六デシベル
三GHzを超えて六GHz以下	八〇デシベル	六〇デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上二GHz以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

(7)　妨害波電圧、妨害波電流及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(8)　第四十八条各号に掲げる条件

(9)　(2)(一)又は(二)に規定する許容値を適用した場合にあつては、その設備の取扱説明書等に、専用の変圧器又は発電機に直接接続する設備であつて、低圧の架空電力線に直接接続しない設備である旨が明記されていること。

［2　略］

（変更の承認）

第四十六条の三　前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

［一　略］

二　特別搬送式デジタル伝送装置

(1)　前号(1)から(4)までに掲げる事項

［(2)・(3)　略］

三　広帯域電力線搬送通信設備

(1)　第一号(1)及び(2)に掲げる事項

［(2)・(3)　略］

四　誘導式読み書き通信設備

(1)　第一号(1)から(3)までに掲げる事項

［(2)・(3)　略］

五　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー

(1)　第一号(1)に掲げる事項

(2)　外観

［削る］

［削る］

(3)　［略］

［削る］

(4)　高周波出力の定格値

六　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(1)　第一号(1)並びに前号(2)及び(3)に掲げる事項

［(2)　略］

七　無電極放電ランプ

(1)　第一号(1)並びに第五号(2)及び(3)に掲げる事項

［(2)　略］

八　一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置

(1)　第一号(1)、第四号(2)及び第五号(2)に掲げる事項

［(2)～(5)　略］

九　一般用放射等設備

(1)　第一号(1)、第四号(2)並びに第五号(2)、(3)及び(4)に掲げる事項

(2)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の設計値

十　一般用非放射等設備にあつては、第一号(1)、第四号(2)、第五号(2)、(3)及び(4)並びに前号(2)

［2　同上］

（変更の承認）

第四十六条の三　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

(1)　前号の(1)から(4)までに掲げる事項

［(2)・(3)　同上］

三　［同上］

(1)　第一号の(1)及び(2)に掲げる事項

［(2)・(3)　同上］

四　［同上］

(1)　第一号の(1)から(3)までに掲げる事項

［(2)・(3)　同上］

五　［同上］

(1)　第一号の(1)に掲げる事項

(2)　外観及び構造

発振の方式

(3)　(4)　振動子の種類及び型名

［同上］

(5)　電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の設計値

［新設］

六　［同上］

(1)　第一号の(1)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

［(2)　同上］

七　［同上］

(1)　第一号の(1)並びに第五号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

［(2)　同上］

八　［同上］

(1)　第一号の(1)、第四号の(2)及び第五号の(2)に掲げる事項

［(2)～(5)　同上］

［新規］

［新規］

に掲げる事項

十一　業務用放射等設備にあつては、第一号⑴、第四号⑵、第五号⑵、⑶及び⑷並びに第九号⑵に掲げる事項

十二　業務用非放射等設備にあつては、第一号⑴、第四号⑵、第五号⑵、⑶及び⑷並びに第九号⑵に掲げる事項

［2～5　略］

（表示）

第四十六条の四　指定を受けた者は、当該指定に係る型式の高周波利用設備に別表第七号に定める様式の表示を付さなければならない。

2　前項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

［一　略］

二　前号に掲げる方法で表示することが困難又は不合理である場合に、別表第七号による表示を前項の設備又は当該設備が組み込まれた機器の設置者が確認できるよう当該設備又は当該設備が組み込まれた機器に付属する文書に付す方法

三　別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該設備又は当該設備が組み込まれた機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3　前項第三号に規定する方法により第一項の設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

［4　略］

（型式確認）

第四十六条の七　製造業者等は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件（総務大臣が別に告示するものを除く。）に適合していることの確認（以下「型式確認」という。）を行うことができる。

一　電子レンジ

［⑴・⑵　略］

⑶　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇㎑以上五〇〇㎑未満	準尖頭値	六六デシベルから五六デシベルまで　※
	平均値	五六デシベルから四六デシベルまで　※
［略］	［略］	［略］

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

［新規］

［新規］

［2～5　同上］

（表示）

第四十六条の四　［同上］

2　［同上］

［一　同上］

［新設］

二　別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3　前項第二号に規定する方法により第一項の設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

［4　同上］

（型式確認）

第四十六条の七　製造業者等は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合していることの確認（以下「型式確認」という。）を行うことができる。

一　［同上］

［⑴・⑵　同上］

⑶　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇㎑以上五〇〇㎑未満	準尖頭値	七八デシベルから六八デシベルまで　※
	平均値	六八デシベルから五八デシベルまで　※
［同上］	［同上］	［同上］

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

［新設］

(4) 有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	八四デシベルから七四デシベルまで※	七四デシベルから六四デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

注一 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(5) 有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで※	三〇デシベルから二〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(6) 試験場で測定した不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

［削る］

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

(4) 不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

［新設］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

(5) 不要発射による電界強度の準尖頭値がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。ただし、準尖頭値が許容値を超える場合であっても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が許容値以下のときは、この限りでない。

［新設］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
三〇MHzを超え八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	五〇デシベル	四五デシベル
八一・八八MHz以上一三四・	三〇デシベル	二五デシベル

七八六㎒以下		
一三四・七八六㎒を超え一三六・四一四㎒未満	五〇デシベル	四五デシベル
一三六・四一四㎒以上二三〇㎒以下	三〇デシベル	二五デシベル
二三〇㎒を超え一、〇〇〇㎒以下	三七デシベル	三二デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(6)　不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHzを超え二・三GHz以下	九二デシベル
二・三GHzを超え二・四GHz未満	一一〇デシベル
二・五GHzを超え五・七二五GHz未満	九二デシベル
五・八七五GHzを超え一一・七GHz未満	九二デシベル
一一・七GHz以上一二・七GHz以下	七三デシベル
一二・七GHzを超え一八GHz以下	九二デシベル

(7)　不要発射による電界強度について、一、〇〇五㎒から二、三九五㎒までの間及び二、五〇五㎒から一七、九九五㎒まで（五、七二〇㎒から五、八八〇㎒までを除く。）の間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、別表第八号第一の2(6)に定める条件で、一〇㎒掃引した値の尖頭値が、当該設備から三メートルの距離において毎メートル六〇デシベルマイクロボルト以下であること。

［削る］

(7)　不要発射による電界強度の準尖頭値が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

㈠　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎒以上八〇・八七二㎒以下	三〇デシベル
八〇・八七二㎒を超え八一・八四八㎒未満	五〇デシベル
八一・八四八㎒以上一三四・七八六㎒以下	三〇デシベル
一三四・七八六㎒を超え一三六・四一四㎒未満	五〇デシベル
一三六・四一四㎒以上二三〇㎒以下	三〇デシベル
二三〇㎒を超え一、〇〇〇㎒以下	三七デシベル

注一　その設備が小型設備である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値に対する許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(ロ)　その設備が小型設備であって、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	四二デシベルから三九デシベルまで※
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五九デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三九デシベルから三七デシベルまで※
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三七デシベルから三五デシベルまで※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であっても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値に対する許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(8)　一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。(二)及び(三)において同じ。）が七〇デシベル以下であること。

(二)　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(三)　振幅確率分布特性値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(9)　［略］

［略］

二　電磁誘導加熱式調理器

［(1)・(2)　略］

(3)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

［新設］

(8)　［同上］

(9)　［同上］

二　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　［同上］

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

(4)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の㈠及び㈡の各表に定める値以下であること。

㈠　その設備の対角線の寸法が一・六メートル未満である場合

周波数帯	磁界により直径三メートルのループアンテナに誘起される電流の準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	水平成分	垂直成分
［略］	［略］	［略］

［注　略］

㈡　その設備の対角線の寸法が一・六メートル以上である場合

周波数帯	その設備から三メートルの距離における磁界強度の準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

(5)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

［(6)　略］

［２～４　略］

（届出等）

第四十六条の八　型式確認を行つた製造業者等は、別表第九号に定める様式の届出書に、当該型式確認を行つた設備に係る同表に定める様式の試験成績書及び外観（当該設備の正面、側面及び平面）を示す写真を添えて、総務大臣に届け出なければならない。

［削る］

［削る］

［削る］

［２～６　略］

（条件不適合等の場合の措置）

第四十六条の九　［略］

２　前項の規定により、公示された型式に属する電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器（当該公示の日前に製造されたものを除く。）は、第四十五条第二号及び前条第三項の規定の適用については、型式確認を行つていない型式に属するものとみなす。

（通信設備以外の設備の安全施設）

(4)　［同上］

㈠　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	磁界により直径三メートルのループアンテナに誘起される電流の準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	水平成分	垂直成分
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

㈡　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	その設備から三メートルの距離における磁界強度の準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

(5)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

［(6)　同上］

［２～４　同上］

（届出等）

第四十六条の八　型式確認を行つた製造業者等は、次の事項に別表第九号に定める様式の試験成績書を添えて、総務大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　型式名、確認番号及び外観（図面及び写真で示すものとする。）

三　製造する工場又は事業場の名称及び所在地

［２～６　同上］

（条件不適合等の場合の措置）

第四十六条の九　［同上］

２　前項の規定により、公示された型式に属する電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器（当該公示の日前に製造されたものを除く。）は、第四十五条第三号及び前条第三項の規定の適用については、型式確認を行つていない型式に属するものとみなす。

（医療用設備の安全施設）

第四十八条　通信設備以外の設備は、その設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、次に掲げる条件に適合していなければならない。 一　高圧電圧により充電される器具、医療電極及び電線は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮蔽体又は接地された金属遮蔽体の内に収容すること。ただし、電極を直接露出しなければその設備の使用の目的を達することができないものを除く。 二　［略］ 三　その設備の操作によつて、設備に近接する人体及び電気的良導体に高周波電力を誘発するおそれのあるときは、その危険を防止するために、必要と認められる設備をすること。ただし、人体及び電気的良導体に高周波電流を誘発しなければ使用の目的を達することができないものを除く。	第四十八条　医療用設備は、その設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、左の条件に適合していなければならない。 一　高圧電気により充電される器具及び電線は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しやへい体又は接地された金属しやへい体の内に収容すること。 二　［同上］ 三　医療電極及びその導線は、直接人体に触れることがないように良好な絶縁体で被覆すること。但し、ラジオメス等であつて、電極を直接露出し人体に触れて使用する部分については、この限りでない。
第四十九条及び第五十条　削除	（工業用加熱設備の安全施設） 第四十九条　工業用加熱設備は、設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えることのないように、左の条件に適合しなければならない。 一　前条第一号の事項（高周波溶接装置、真空管電極加熱用装置等のように電極を直接露出しなければ使用の目的を達することができないものを除く。） 二　設備の操作によつて、設備に近接する人体及び電気的良導体に高周波電力を誘発するおそれのあるときは、その危険を防止するために、必要と認められる設備をすること。 （各種設備の安全施設） 第五十条　前条の規定は、第四十五条第三号の各種設備に準用する。
（書類の提出） 第五十二条　［略］	（書類の提出） 第五十二条　［同上］

［一～三の二　略］	［略］
四　第四十四条第一項第二号及び第二項並びに第四十五条第一号及び第二号に規定する高周波利用設備の型式の指定並びに確認	［略］

［一～三の二　同上］	［同上］
四　第四十四条第一項第二号、同条第二項及び第四十五条第三号に規定する高周波利用設備の型式の指定並びに確認	［同上］

［2～5　略］

別表第二号の六　無線設備の技術基準の策定等の申出の様式（第32条の9の2及び第45条の2の2関係）

［様式略］

［注1　略］

2　2(1)の欄は、第４条に掲げる無線局の種別を記載すること。ただし、第45条の2の2に規定する申出の場合は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は通信設備以外の設備の別を記載すること。

［3～6　略］

別表第六号　許可を要しない高周波利用設備の変更の工事（第45条の２関係）

［第1　略］

第2　装置の一部分について変更の工事をする場合

［2～5　同上］

別表第二号の六　無線設備の技術基準の策定等の申出の様式（第32条の9の2及び第45条の2の2関係）

［様式同左］

［注1　同左］

2　2(1)の欄は、第４条に掲げる無線局の種別を記載すること。ただし、第45条の2の2に規定する申出の場合は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

［3～6　同左］

別表第六号　許可を要しない高周波利用設備の変更の工事（第45条の２関係）

［第1　同左］

第2　装置の一部分について変更の工事をする場合

［略］	［略］
第１の１の項及び２の項に掲げる装置の部品の変更の工事	次に掲げる条件に適合する場合に限る。 １　使用周波数の一部を削除する場合であること。 ２　発振の方式に変更をきたすこととならない場合であること。 ３　［略］ ４　［略］ ５　［略］

別表第八号　型式確認に係る試験方法（第46条の７関係）

第１　電子レンジ

１　試験条件

［削る］	［削る］
⑴　電子レンジの設置の方法	［ア・イ　略］
⑵　電源周波数	［略］
⑶　出力切換え	［略］
⑷　負荷の方法	［削る］
	ア　高周波出力の測定の場合 ［㋐～㋓　略］ イ　漏えい電波の電力束密度の測定の場合 ［㋐～㋓　略］

２　測定等

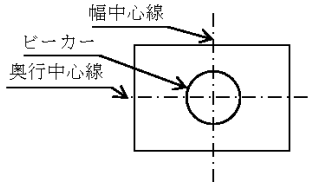
⑴　周波数変動幅	５分間以上動作させた後、負荷を取り替え、負荷が沸騰点に達する

［同左］	［同左］
第１の１の項及び２の項に掲げる装置の部品の変更の工事	［同左］ １　使用周波数又は発振の方式に変更をきたすこととならない場合であること。 ［新設］ ２　［同左］ ３　［同左］ ４　［同左］

別表第八号　型式確認に係る試験方法（第46条の７関係）

第１　電子レンジ

１　試験条件

⑴　測定場所の温度及び湿度	ア　温度　摂氏５度から摂氏35度までの範囲 イ　相対湿度　45パーセントから85パーセントまでの範囲
⑵　［同左］	［ア・イ　同左］
⑶　［同左］	［同左］
⑷　［同左］	［同左］
⑸　［同左］	ア　高周波出力又は漏えい電波の電力束密度以外の項目の測定の場合 ㋐　負　荷　摂氏15度から摂氏25度までの範囲の水を用いる。 ㋑　容　器　外径190ミリメートル±５ミリメートル、高さ90ミリメートル±５ミリメートルの低損失ビーカーを１個使用する。 ㋒　負荷量　1,000ミリリットルの水を用いる。 ㋓　位　置　加熱室の中心部に次の図に示すように置く。  イ　［同左］ ［㋐～㋓　同左］ ウ　［同左］ ［㋐～㋓　同左］

２　測定等

⑴　占有周波数帯幅	５分間以上動作させた後、負荷を取り替え、負荷が沸騰点に達する

	までの発振周波数の変化を周波数測定装置により測定する。その後、スペクトラムアナライザーによる周波数変動幅（スペクトル分布の波形の最高値から26デシベル低下したレベルにおける周波数帯幅とする。）を測定する。
［⑵　略］	［略］
［削る］	［削る］
［削る］	［削る］
［削る］	［削る］
［削る］	［削る］
⑶　漏えい電波の電力束密度	［略］
⑷　安全性	［略］

３　その他

その他の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

［第２　略］

別表第九号　届出書及び試験成績書の様式（第46条の８第１項関係）

第１　届出書の様式

に含まれる周波数の範囲	までの発振周波数の変化を周波数測定装置により測定する。その後、スペクトラムアナライザーによる占有周波数帯幅（スペクトル分布の波形の最高値から26デシベル低下したレベルにおける周波数帯幅とする。）を測定する。
［⑵　同左］	［同左］
⑶　電源端子における妨害波電圧	電子レンジを高さ40センチメートルの台の上に置き、80センチメートル離した位置に擬似電源回路網を設置し、擬似電源回路網の電源出力端子に電子レンジの電源入力端子を接続し、電子レンジを動作させ、10秒以上経過後に測定する。
⑷　不要発射による磁界強度	直径0.6メートルのループアンテナを接続した校正済みの磁界強度測定器により、支持台を回転させ、電子レンジから３メートルの距離における最大値を測定する。 ループアンテナの下端の地上高は１メートルとする。 動作を開始してから10秒以上経過後に測定する。
⑸　不要発射による電界強度	空中線系を含め校正済みの電界強度測定装置により周波数ごとに、偏波面及び空中線の高さを変化させるとともに支持台を回転させ、1,000MHz以下の周波数範囲においては電子レンジから１０メートルの距離における最大値を測定する。ただし、ケーブルを含めて直径1.2メートル、床から1.5メートルの円柱形の体積内に収まる設備に限り、３メートルの距離において測定することができる。 1,000MHzを超える周波数範囲においては３メートルの距離における最大値を測定する。 動作を開始してから10秒以上経過後に測定する。 測定装置の分解能帯域幅を１MHz、ビデオ帯域幅を１MHz以上に設定する。
⑹　電界強度の重み付け測定	測定装置の分解能帯域幅を１MHz、ビデオ帯域幅を10Hzに設定し、対数値モードで測定する。 尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、少なくとも掃引５回の間の最大値保持モードで測定した結果を用いる。
⑺　［同左］	［同左］
⑻　［同左］	［同左］

［新設］

［第２　同左］

別表第九号　試験成績書の様式（第46条の８関係）

第１　電子レンジ

型式確認届

年　月　日

総務大臣　殿

届出者
商号又は名称
代表者の役職名及び氏名
本店又は主たる事務所の所在地
電話番号
電子メールアドレス

代理人（注１）
商号又は名称
代表者の役職名及び氏名
本店又は主たる事務所の所在地
電話番号
電子メールアドレス

電子レンジ
電磁誘導加熱式調理器（注２）について、次のとおり型式確認を行ったので、電波法施行規則第46条の８第１項の規定により届け出ます。

１　型式名	
２　確認番号	
３　参考事項（注３）	

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　代理人の欄は、代理申請を行う場合に記載すること。
２　型式確認を行う種別は、電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器（以下注３⑵において「電子レンジ等」という。）のいずれかを記載すること。
３　参考事項の欄は、次の事項を記載すること。
⑴　実際の製造業者と型式確認を届け出る者が相違する場合は、実際の製造業者の名称及び当該製造業者との関係（ＯＥＭ供給、輸入等）を記載すること。
⑵　既に型式確認の届出をした電子レンジ等と同一設計で製造され、かつ、構造が共に同一である電子レンジ等であつて、型式名を変更した場合は、同一総合通信局に届け出るときは試験成績書及び外観を示す写真（以下この⑵において「試験成績書等」という。）を省略することができるものとし、他の総合通信局に届け出るときは、既に型式確認を行つた型式の届出における試験成績書等の写しをもつて試験成績書等に代えるこ

確認番号	
型式名	

試験成績書

1 占有周波数帯幅に含まれる周波数の範囲	⑴　発振周波数	測定値	測定条件等	
	⑵　占有周波数帯幅	測定値		
2　高周波出力		測定値	測定条件等	

3　妨害波電圧　電源端子における　測定値

周波数範囲	準尖頭値	平均値
⑴　150kHz以上 500kHz未満		
⑵　500kHz以上 5MHz以下		
⑶　5MHzを超え 30MHz以下		

測定条件等

4　不要発射による磁界強度		測定値	測定条件等	

5　不要発射による電界強度　測定値

周波数範囲	準尖頭値	平均値
⑴　30MHzを超え 80.872MHz以下		
⑵　80.872MHzを超え 81.88MHz未満		
⑶　81.88MHz以上 134.786MHz以下		
⑷　134.786MHzを超え 136.414MHz未満		
⑸　136.414MHz以上 230MHz以下		

測定条件等

とができるものとする。この場合において、既に型式確認の届出をした機器の製造者名、型式名及び確認番号を記載すること。

⑶　電子レンジの場合はトランス型又はインバーター型、電磁誘導加熱式調理器の場合はプレート型又は炊飯器型の区別を記載すること。

	⑹　230MHzを超え1,000MHz以下			
	周　波　数　範　囲	尖頭値	測定条件等	
	⑺　1GHzを超え2.3GHz以下			
	⑻　2.3GHzを超え2.4GHz未満			
	⑼　2.5GHzを超え5.725GHz未満			
	⑽　5.875GHzを超え11.7GHz未満			
	⑾　11.7GHz以上12.7GHz以下			
	⑿　12.7GHzを超え18GHz以下			
6　重み付け測定	測　定　値		測定条件等	
	周　波　数　範　囲	尖頭値		
	⑴　1,005MHzから2,395MHz			
	⑵　2,505MHzから17,995MHz			
7　漏えい電力束密度波の電	測　定　値		測定条件等	
	⑴　扉を閉めた状態			
	⑵　発振停止の直前の位置まで扉を開いた状態			
	⑶　２倍の力で取手を引いた状態			
8　安全性	⑴　絶縁抵抗値その他きよう体の絶縁状況		測定条件等	
	⑵　高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況			

注１　測定条件等の欄には、測定年月日、使用測定器名(形式、購入年及び製造者名)その他参考となる事項を記入すること。

２　５の欄の「測定条件等」には、設備からの距離を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

第２　電子レンジの試験成績書

１枚目

試験成績書

（その１）

		確認番号	
１　型式名		２　製造者名	

3　利用周波数	⑴　設計値	⑵　測定値	
4　周波数変動幅	⑴　設計値	⑵　測定値	
5　高周波出力	⑴　定格値	⑵　測定値	

6　交流電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上5MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	⑶　5MHzを超え30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
7　有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

２枚目

試験成績書
（その２）

8　有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

長	9　30MHz以下における不要発射の磁界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
		(1)　150kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
辺	10　30MHz以上1GHz以下における不要発射の電界強度	(1)　□野外試験場又は電波半無響室				
		周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
		(2)　30MHz以上80.872MHz以下	準尖頭値			
			平均値			
		(3)　80.872MHzを超え81.848MHz未満	準尖頭値			
			平均値			
		(4)　81.848MHz以上134.786MHz以下	準尖頭値			
			平均値			
		(5)　134.786MHzを超え136.414MHz未満	準尖頭値			
			平均値			
		(6)　136.414MHz以上230MHz以下	準尖頭値			
			平均値			
		(7)　230MHzを超え1GHz以下	準尖頭値			
			平均値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

３枚目

試験成績書
（その３）

	11　1GHz以上18GHz以下における不要発射の電界強度（尖頭値）	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
		(1)　1GHz以上18GHz以下	尖頭値			
長	12　1GHz以上18GHz以下における不要発射の電界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
		(1)　1GHz以上18GHz以下	□対数平均値又は振幅確率			

（対数平均値又は振幅確率分布特性値）		分布特性値			
	⑵　11.7GHz以上12.7GHz以下	尖頭値			
13　漏えい電波の電力束密度	測定値				測定条件
	⑴　扉を閉めた状態				
	⑵　発振停止の直前の位置まで扉を開いた状態				
	⑶　２倍の力で取手を引いた状態				
14　安全性	⑴　絶縁抵抗値その他筐体の絶縁状況				
	⑵　高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況				

辺

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

２　３⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「(何)MHz及び(何)MHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「(何)MHzから(何)MHzまで連続可変」のように記載すること。

３　４⑴及び⑵の欄は、３⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何)MHzから(何)MHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

４　５⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値及び測定値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値及び測定値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値及び測定値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。

５　６⑴から⑶までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値の欄はデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

６　7⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。
ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。
イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
７　8⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。
ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。
イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。
オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
８　9⑴の欄の記載は、次によること。
ア　測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。
ウ　測定条件の欄は、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
９　10⑴の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。
10　10⑵から⑺までの欄の記載は、次によること。
ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
エ　測定条件の欄は、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

オ　野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合であつて、設備から３メートルの距離において測定したときは実際の測定値から10デシベルを減じた値を記載すること。 11　11⑴の欄の記載は、次によること。 ア　測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。 イ　測定値はデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した値は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。 ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。 12　12⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。 ア　対数平均値又は振幅確率分布特性値及び尖頭値を測定した場合に記載すること。 イ　対数平均値を測定した場合は、□にレ印を付け、測定された対数平均値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。 ウ　振幅確率分布特性値を測定した場合は、測定された振幅確率分布特性値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。 エ　測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。 オ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した値は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。 カ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。 13　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。	
第３　電磁誘導加熱式調理器の試験成績書 ［様式略］ ［注１～３　略］	第２　電磁誘導加熱式調理器 ［様式同左］ ［注１～３　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

（設置許可の申請）

第二十六条　法第百条第一項の許可の申請は、次の各号に掲げる設備の種別に従い、第一号又は第二号に掲げる設備にあつては通信系統ごとに、第三号又は第四号に掲げる設備にあつては設備の設置場所（移動する設備にあつてはその設備）ごとに行わなければならない。

［一～三　略］

四　通信設備以外の設備（施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備をいう。別表第九号において同じ。）

［削る］

［削る］

［２～４　略］

別表第九号　高周波利用設備の許可申請書の様式（第26条第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

第１　申請書

［様式略］

［注１・２　略］

３　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備又は通信設備以外の設備の別を記載すること。

［４・５　略］

第２　添付書類（設備規則第60条第２号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）（第26条第２項及び第29条第１項関係）

高周波利用設備　申請書　届出書　（注１）の添付書類

（　　装置分）（注２）

					※整理番号			
1	(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極の結合方式	(6) 装置内電源ろ波器	
	(装置の別)	(7) 遮蔽部分	(8) 機器の製造者名		(9) 機器の型式又は名称		(10) 機器の製造番号	
	(11) 高周波そく流線	(12) 電源ろ波器	(13) 遮蔽室等		(14) その他の工事設		(15) 添付図面	

改正前

（設置許可の申請）

第二十六条　法第百条第一項の許可の申請は、次の各号に掲げる設備の種別に従い、第一号又は第二号に掲げる設備にあつては通信系統ごとに、第三号から第六号までに掲げる設備にあつては設備の設置場所（移動する設備にあつてはその設備）ごとに行わなければならない。

［一～三　同上］

四　医療用設備（施行規則第四十五条第一号に規定する医療用設備をいう。以下同じ。）

五　工業用加熱設備（施行規則第四十五条第二号に規定する工業用加熱設備をいう。以下同じ。）

六　各種設備（施行規則第四十五条第三号に規定する各種設備をいう。以下同じ。）

［２～４　同上］

別表第九号　［同左］

第１　［同左］

［様式同左］

［注１・２　同左］

３　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

［４・５　同左］

第２　［同左］

高周波利用設備　申請書　届出書　（注１）の添付書類

（　　装置分）（注２）

					※整理番号			
1	(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極の結合方式	(6) 装置内電源ろ波器	
	(装置の別)	(7) 遮蔽部分	(8) 機器の製造者名		(9) 機器の型式又は名称		(10) 機器の製造番号	
	(11) 高周波そく流線	(12) 電源ろ波器	(13) 遮蔽室等		(14) その他の工事設		(15) 添付図面	

長

輪			計	
□ 有 □ 無		ア 遮蔽室 □有 □無 材料 構造 イ 設備を設置する建物の構造		□ ア 線路系統図 □ イ 装置の系統図 □ ウ 装置の外観を示す図又は写真

⑯ 設備規則第65条第１項における区別	⑰ 定格入力電力

2 設置場所付近の図面	□ 設置場所付近の建造物等の状況を示す図			
3 参考事項				
フリガナ		6 設備の種別		
4 氏名又は名称				
5 住 所				
7 設置の目的				
8 設置場所				
9 高周波電流を通ずる線路	⑴ 種別	⑵ 区間	10 許可の番号	11 許可の年月日
12 電波法施行規則別表第６号第１の表２の項の(1)の適用の条件への適合	□適合している □適合していない			
※備考				

辺

←25ミリメートル→

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　［略］

［２　略］

３　各欄の記載は、次のとおりとすること。

区　別	記載する欄	備　考
［１　略］ ［⑴　略］	［略］	［（注１）～（注３）　略

長

輪			計	
□ 有 □ 無		ア 遮蔽室 □有 □無 材料 構造 イ 設備を設置する建物の構造		□ ア 線路系統図 □ イ 装置の系統図 □ ウ 装置の外観を示す図又は写真

⑯ 設備規則第65条第１項における区別	⑰ 定格入力電力
⑱ 無変調搬送波状の妨害波の発生	⑲ 無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生
□ 有 □ 無	□ 有 □ 無

2 設置場所付近の図面	□ 設置場所付近の建造物等の状況を示す図			
3 参考事項				
フリガナ		6 設備の種別		
4 氏名又は名称				
5 住 所				
7 設置の目的				
8 設置場所				
9 高周波電流を通ずる線路	⑴ 種別	⑵ 区間	10 許可の番号	11 許可の年月日
12 電波法施行規則別表第６号第１の表２の項の(1)の適用の条件への適合	□適合している □適合していない			
※備考				

辺

←25ミリメートル→

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　［同左］

［２　同左］

３　［同左］

区　別	記載する欄	備　考
［１　同左］ ［⑴　同左］	［同左］	［（注１）～（注３）　同

	［(2)　略］	［略］	］
2　通信設備以外の設備	(1)　新設許可の申請の場合	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)及び(17)並びに2から8まで	［削る］
	(2)　変更の許可の申請等の場合	1の(1)（注2）、(2)（注2）、(3)（注2）、(4)（注2）、(5)（注2）、(6)（注2）、(7)（注2）、(8)（注2）、(9)（注2）、(10)（注2）、(12)（注2）、(13)（注2）、(14)（注2）、(15)（注2）、(16)（注2）及び(17)（注2）、2（注2）、3、4、5、6（注3）、7（注3）、8（注3）、10、11並びに12（注4）	［削る］ （注4）　［略］

［4～16　略］

17　1(15)の欄の添付図面は、次の表に掲げるところにより提出するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

区　別	添付する図面	内　容
［略］	［略］	［略］
4　通信設備以外の設備の場合	［略］	［略］

［18　略］

［19　略］

［削る］

［削る］

20　2の欄の設置場所付近の図面は、通信設備以外の設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路、空地等の状況を示して提出すること(提出する場合には、□にレ印を付けること。)。

21　3の欄は、次の事項を記載すること。

［(1)　略］

］	［(2)　同左］	［同左］	左］
2　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	(1)　新設許可の申請の場合	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)（注4）及び(19)（注5）並びに2から8まで	（注4）　設備規則第65条第1項第1号及び第3号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。
	(2)　変更の許可の申請等の場合	1の(1)（注2）、(2)（注2）、(3)（注2）、(4)（注2）、(5)（注2）、(6)（注2）、(7)（注2）、(8)（注2）、(9)（注2）、(10)（注2）、(12)（注2）、(13)（注2）、(14)（注2）、(15)（注2）、(16)（注2）、(17)（注2）、(18)（注2）及び（注4）並びに(19)（注2）及び（注5）、2（注2）、3、4、5、6（注3）、7（注3）、8（注3）、10、11並びに12（注6）	（注5）　設備規則第65条第1項第1号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。 （注6）　［同左］

［4～16　同左］

17　［同左］

区　別	添付する図面	内　容
［同左］	［同左］	［同左］
4　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の場合	［同左］	［同左］

［18　同左］

［19　同左］

20　1(18)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

21　1(19)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

22　2の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路、空地等の状況を示して提出すること(提出する場合には、□にレ印を付けること。)。

23　［同左］

［(1)　同左］

⑵　実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条に規定する通信設備以外の設備のうち非接触電力伝送装置（以下「実験設備」という。）の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。	⑵　実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条第３号に規定する各種設備（450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを超え、かつ、30メートルの距離における磁界強度が$37.1+20\log_{10}\sqrt{\frac{P}{500}}$デシベル（毎メートル１マイクロアンペアを０デシベルとする。）を超えるものに限る。）（以下「実験設備」という。）の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。
［ア～カ　略］	［ア～カ　同左］
［⑶　略］	［⑶　同左］
22　［略］	24　［同左］
23　［略］	25　［同左］
24　６の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備又は通信設備以外の設備の別を記載すること。	26　６の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。
25～30　［略］	27～32　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（妨害波電圧等の許容値）

第六十五条　通信設備以外の設備（施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備をいう。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件（総務大臣が別に告示するものを除く。）に適合しなければならない。

一　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧（直流にあつては七百五十ボルト以下、交流にあつては六百ボルト以下の電圧をいう。以下この項において同じ。）の電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2)　有線通信端子（電気通信回線に接続するための端子をいう。以下この条において同じ。）を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	八四デシベルから七四デシベルまで※	七四デシベルから六四デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで※	三〇デシベルから二〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

改正前

（妨害波電圧等の許容値）

第六十五条　通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、別に告示するものを除き、次のとおりとする。

一　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、その エネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

［新設］

［新設］

［新設］

(4) 試験場（設置場所を除く。第三号及び第四号において同じ。）で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上三〇MHz未満	三九デシベルから三デシベルまで　※

［注　略］

［削る］

(5) 利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一) 野外試験場又は電波半無響室（室内の六面のうち床面以外の五面に電波吸収体を設置し、床面を導電性大地面とした電波暗室をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）

［削る］

(2) 当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz未満	七九・九デシベル（医療用設備にあつては、四八・五デシベル）
一五〇kHz以上三〇MHz未満	三九デシベルから三デシベルまで　※

［注　同上］

(3) 当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル	四五デシベル
八一・八四八MHz以上二三四・七八六MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
二三四・七八六MHzを超え二三六・四一四MHz未満	五〇デシベル	四五デシベル
二三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル	三二デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　平均値の最大許容値は、マグネトロンで駆動する装置にのみ適用する。この場合において、準尖頭値が最大許容値を超える場合であつても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が最大許容値以下のときは、最大許容値を満たしているものとみなす。

(4) 無変調搬送波状の妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHzを超え一八GHz以下	七〇デシベル

(5) 無変調搬送波状以外の変動妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイ

(6) 利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における不要

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	四二デシベルから三九デシベルまで　※
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五九デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三九デシベルから三七デシベルまで　※
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三七デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であっても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(7) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(8) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(9) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(10) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(11) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(12) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(13) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(14) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(15) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(16) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(17) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(18) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(19) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(20) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(21) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(22) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(23) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(24) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(25) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(26) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(27) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(28) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(29) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(30) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(31) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(32) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(33) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MH

用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一) 尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。(二)及び(三)において同じ。）が七〇デシベル以下であること。

(二) 対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(三) 振幅確率分布特性値（振幅確率分布において規定した振幅又は確率に対応する値をいう。第三号6(三)において同じ。）（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が、確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

ニ 一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1) 交流電源端子における妨害波電圧がそれぞれ次の表の許容値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

注一 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2) 有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	八四デシベルから七四デシベルまで ※	七四デシベルから六四デシベルまで ※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

注一 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

発射による電界強度について、一、〇〇五MHzから二、三九五MHzまでの間及び二、五〇五MHzから一七、九五五MHzまで（五、七二〇MHzから五、八八〇MHzまでを除く。）の間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、一〇MHz掃引した値の尖頭値の最大許容値毎メートル六〇デシベルマイクロボルト

ニ 一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、その エネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1) 電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

［新設］

(2) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

ア 医療用設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	一七・一デシベル	四八・五デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	七・六デシベル	二八・五デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	四・一デシベル	一四・五デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

イ 医療用設備以外の設備

(3)　有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※	三〇デシベルから二〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上三三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注　その設備が小型設備である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であり、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	四八・五デシベル	七九・九デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	二八・五デシベル	四九・四デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	一四・五デシベル	二五デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

(3)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

［新設］

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四二デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(5)　内部最高周波数（設備の内部で利用される電流の周波数（設備に組み込まれる集積回路の内部だけで利用されるものを含む。）のうち最も高いものをいう。以下この(5)及び第四号(5)において同じ。）が一〇八MHzを超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表の許容値以下であること。

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七〇デシベル	五〇デシベル
三GHzを超え六GHz以下	七四デシベル	五四デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であったとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上三GHz以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

三　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、試験場において試験を行うもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統（全ての充電部を、大地から絶縁する電力系統、一点をインピーダンスを介して大地へ接続し、かつ、電気設備の露出導電性部分を単独若しくは一括して接地する電力系統又は系統の接地へ接続する電力系統をいう。次号(1)(一)において同じ。）にのみ接続して設置する設備の妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル

［新設］

三　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、試験場（設置場所を除く。以下同じ。）において試験を行うもの

(1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯		最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
		準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	定格入力電力が七五kVA以下のもの	一〇〇デシベル	九〇デシベル
	定格入力電力が七五kVAを超えるもの	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下		八六デシベル	七六デシベル
		一二五デシベル	一一五デシベル

五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(2)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで　※	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで　※	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(二)　(一)に規定する設備以外の設備の場合は、妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで　※	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで　※	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(二)　(一)に規定する設備以外の設備の場合は、妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(2)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルーマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz以下	四八・五デシベル（医療用設備にあつては、一七・一デシベル）
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	五七・五デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	四七・五デシベル
一、七〇五kHzを超えニ、一九四kHz未満	五二・五デシベル
ニ、一九四kHz以上三・九五MHz未満	四三・五デシベル
三・九五MHz以上二〇MHz未満	一八・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	八・五デシベル

(3)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルーマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHzを超え四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル

八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

⑷　無変調搬送波状の妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

一GHzを超え一八GHz以下の周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
高調波周波数帯域内	八二デシベル
高調波周波数帯域外	七〇デシベル

⑷　試験場で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯				
一五〇kHz以上四九〇kHz未満	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	その設備から三〇メートルの距離	三三・五デシベル	二八・五デシベル
		その設備から一〇メートルの距離	五七・五デシベル	五二・五デシベル
		その設備から三メートルの距離	八二デシベル	七七デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下			二三・五デシベル	二八・五デシベル
			四七・五デシベル	五二・五デシベル
			七二デシベル	七七デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満			二三・五デシベル	二八・五デシベル
			四三・五デシベル	四八・五デシベル
			六八デシベル	七三デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満			二三・五デシベル	二八・五デシベル
			四三・五デシベル	四八・五デシベル
			六八デシベル	七三デシベル
三・九五MHz以上一一MHz未満			八・五デシベル	一三・五デシベル
			一八・五デシベル	二三・五デシベル
			六八デシベルから二八・五デシベルまで※	七三デシベルから三三・五デシベルまで※
一一MHz以上二〇MHz未満			八・五デシベル	一三・五デシベル
			一八・五デシベル	二三・五デシベル
			二八・五デシベル	三三・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	（一）一・五デシベル		八・五デシベル	一三・五デシベル
			一八・五デシベル	二三・五デシベル

注一　その設備から三〇メートル、一〇メートル又は三メートルのいずれかの距離において測定を行い、表中の許容値を適用する。ただし、三メートルの距離における許容値は小型設備に対してのみ適用する。

二　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(5)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル

注一　その設備から三〇メートルの距離において測定した準尖頭値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であつて、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）

［新設］

三〇MHz以上四七MHz未満	八〇デシベルから七八デシベルまで ※
四七MHz以上五四・五六MHz未満	六〇デシベル
五四・五六MHz以上六八MHz以下	六〇デシベルから五九デシベルまで ※
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	七二デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	八七デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	七二デシベルから七一デシベルまで ※
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六八デシベルから六七デシベルまで ※
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七七デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六七デシベルから六六デシベルまで ※
一五六MHzを超え一七四MHz未満	八〇デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五六デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六六デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五六デシベルから五五デシベルまで ※
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六五デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六八デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

㈠　次の表に定める値以下であること。

周波数帯	尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHz以上四・八GHz以下	七〇デシベル
四・八GHzを超え五GHz未満	八二デシベル
五GHz以上五・七二五GHz以下	七〇デシベル
五・七二五GHzを超え五・八七五GHz未満	八二デシベル
五・八七五GHz以上七・二GHz以下	七〇デシベル
七・二GHzを超え七・五GHz未満	八二デシベル
七・五GHz以上九・六GHz以下	七〇デシベル
九・六GHzを超え一〇GHz未満	八二デシベル
一〇GHz以上一一・四五GHz以下	七〇デシベル

［新設］

四　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、試験場において試験を行うもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統にのみ接続する設備であつて、専用の変圧器又は発電機から給電され低圧の架空電力線に接続せず、住宅用地から三〇メートル以上離れた場所又は遮蔽として働く構造物によつて隔絶された場所にのみ設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(二)　定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の架空電力線に直接接続せずに設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル

四　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、試験場において試験を行うもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統にのみ接続する設備であつて、専用の変圧器又は発電機から給電され低圧の架空電力線に接続せず、住宅用地から三〇メートル以上離れた場所又は遮蔽として働く構造物によつて隔絶された場所にのみ設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(二)　定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の架空電力線に直接接続せずに設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル

四　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、その材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、試験場において試験を行うもの

(1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）			
	定格入力電力が二〇kVA以下のもの		定格入力電力が二〇kVAを超えるもの	
	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	七九デシベル	六六デシベル	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル	九〇デシベルから七三デシベルまで※	八〇デシベルから六〇デシベルまで※

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(三)　(一)及び(二)に規定する設備以外の設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	七九デシベル	六六デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで　※	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

ア　医療用設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）		
	当該設備から三〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	（二）一一・五デシベル	一七・一デシベル	四八・五デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	（二）一一・五デシベル	七・六デシベル	二八・五デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	（二）一一・五デシベル	四・一デシベル	一四・五デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

イ　医療用設備以外の設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）		
	当該設備から三〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	一九・九デシベル	四八・五デシベル	七九・九デシベル

(3) 有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで※	四〇デシベルから三〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4) 利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一) 定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の電力系統に直接接続せずに設置する設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上三三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	五〇デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二) (一)に規定する設備以外の設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

(3) 有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで※	四〇デシベルから三〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4) 利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一) 定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の電力系統に直接接続せずに設置する設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上三三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	五〇デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二) (一)に規定する設備以外の設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	定格入力電力が二〇kVA以下のもの	定格入力電力が二〇kVAを超えるもの
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六三デシベルから五三デシベルまで	五三デシベルから四三デシベルまで
五〇〇kHz以上一、六〇六・五kHz未満	五三デシベル	四三デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	四三デシベル	三三デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

(3) 当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	定格入力電力が二〇kVA以下のもの	定格入力電力が二〇kVAを超えるもの
	準尖頭値	準尖頭値
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四〇デシベル	五〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	四七デシベル	五〇デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	九・四デシベル	二八・五デシベル	四九・四デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	五デシベル	一四・五デシベル	二五デシベル

［新設］

(一) 内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上二GHz以下

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七六デシベル	五六デシベル
三GHzを超え六GHz以下	八〇デシベル	六〇デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(5)　内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	五二デシベルから四五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	五二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(四)　その設備が小型設備であつて、かつ、(一)に規定する設備以外の設備を電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	六二デシベルから五五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	五五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(三)　その設備が小型設備であつて、かつ、(一)に規定する設備を電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	四七デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

［新設］

［新設］

五　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、その エネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建築物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行うもの

(1)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

(2)　当該設備が設置されている建築物の外壁から一〇〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

六　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇キロボルトアンペアを超えるもの

(1)　当該設備が設置されている建造物の外壁から三〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

(2)　当該設備が設置されている建造物の外壁から一〇〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

五　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、設置場所において試験を行うもの

(1)　当該設備が設置されている建造物の外壁から一〇〇メートルの距離（当該設備が設置されている建造物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離を二・五（二MHz以上の周波数にあつては、四・五）で除した距離に、三〇メートルを加えた距離が一〇〇メートルに満たないときは、その距離（その距離が当該設備の設置者の占有に属する区域の境界を超えるときは、当該設備が設置されている建造物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離又は三〇メートルのいずれか長い距離）。(2)において同じ。）において、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	二三・五デシベル
［略］	［略］

(2)　当該設備が設置されている建造物の外壁から一〇〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

六　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇キロボルトアンペアを超えるもの

(1)　当該設備が設置されている建造物の外壁から三〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	二三・五デシベル
一〇kHz以上一五〇kHz以下	（二）一一・五デシベル
［同上］	［同上］

(2)　当該設備が設置されている建造物の外壁から一〇〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

(6)　(1)(一)又は(二)に規定する許容値を適用した場合にあつては、その設備の取扱説明書等に、専用の変圧器又は発電機に直接接続する設備であつて、低圧の架空電力線に直接接続しない設備である旨が明記されていること。

(四)　内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	一三・五デシベル
［略］	［略］

［注　略］

(2)　当該設備が設置されている建造物の外壁から三〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルーマイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

七　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇キロボルトアンペア以下のものにあつては、当該設備が設置されている建造物の外壁から三〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルーマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上三三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注　三〇メートルの距離において測定できない場合は、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$20\log_{10}(d/30)$　(dは、測定した距離（メートル）とする。)

2　前項に掲げる交流電源端子における妨害波電圧、有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

（通信設備以外の設備による混信等の防止）

一〇kHz以上一五〇kHz以下	（二）一一・五デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	一三・五デシベル
［同上］	［同上］

［注　同上］

(2)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルーマイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

七　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇kVA以下のもの

(1)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルーマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上三〇MHz未満	（一）一一・五デシベル
三〇MHz以上三三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注　三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$20\log_{10}(d/30)$　(dは、測定した距離（メートル）とする。)

(2)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルーマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上三三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注　三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$20\log_{10}(d/30)$　(dは、測定した距離（メートル）とする。)

2　前項に掲げる電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

（通信設備以外の設備による混信等の防止）

第六十六条　前条第一項各号に掲げる設備については、その設備によって副次的に発する電波又は高周波電流が、他の通信設備に継続的かつ重大な混信若しくは障害を与え、又は与えるおそれがあるときは、混信又は障害の除去のために必要な措置を講じなければならない。	第六十六条　前条各号に掲げる設備については、その設備によって副次的に発する電波又は高周波電流が、他の通信設備に継続的かつ重大な混信若しくは障害を与え、又は与えるおそれがあるときは、混信又は障害の除去のために必要な措置を講じなければならない。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により指定を受けている超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの型式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において第一条の規定による改正後の電波法施行規則（以下「新電波法施行規則」という。）第四十六条の二第一項第六号の条件に適合するものとして、同項の規定により指定を受けたものとみなす。

第三条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における新電波法施行規則第四十六条の二第一項第六号に規定する超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの型式の条件は、なお従前の例によることができる。

第四条　前条の規定によりなお従前の例によることができることとされる条件に適合しているものとして指定を受けた超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの型式は、新電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により指定を受けたものとみなす。

第五条　この省令の施行の際現に製造業者等（第一条の規定による改正前の電波法施行規則第四十六

条の製造業者等をいう。附則第七条において同じ。）が型式確認（第一条の規定による改正前の電波法施行規則第四十六条の七第一項の規定による型式確認をいう。附則第七条において同じ。）を行っている電子レンジの型式は、施行日において新電波法施行規則第四十六条の七第一項の規定により確認を行ったものとみなす。

第六条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における電子レンジの型式の条件のうち新電波法施行規則第四十六条の七の規定の適用については、同条第一項第一号(3)の表一五〇㎑以上五〇〇㎑未満の項中「六六デシベルから五六デシベル」とあるのは「七四デシベルから六四デシベル」と、「五六デシベルから四六デシベル」とあるのは「六四デシベルから五四デシベル」とする。

第七条　前条の規定により読み替えて適用する新電波法施行規則第四十六条の七の条件に適合しているものとして製造業者等が型式確認を行った電子レンジの型式は、新電波法施行規則第四十六条の七第一項の規定により確認を行ったものとみなす。

第八条　この省令の施行の際現に設置許可を受けている通信設備以外の設備（新電波法施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備をいう。附則第十条及び第十二条において同じ。）は、施行日において第三条の規定による改正後の無線設備規則（以下「新無線設備規則」という。）第六十五条第一項各号の条件に適合するものとみなす。

第九条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における電子レンジの設置許可の条件のうち

新無線設備規則第六十五条の規定の適用については、同条第一項第一号(1)の表一五〇kHz以上五〇〇kHz未満の項中「六六デシベルから五六デシベル」とあるのは「七四デシベルから六四デシベル」と、「五六デシベルから四六デシベル」とあるのは「六四デシベルから五四デシベル」とする。

第十条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する医療機器のうち、新電波法施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備の設置許可の条件については、新無線設備規則第六十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第十一条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における工業用超音波機器の設置許可の条件については、新無線設備規則第六十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第十二条　施行日から起算して五年を経過する日において、附則第九条から前条までの規定によりなお従前の例によることができることとされる条件に適合しているものとして許可を受けた通信設備以外の設備は、新無線設備規則第六十五条第一項各号の条件に適合するものとみなす。

○総務省告示第三百九十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項及び第四十六条の七第一項並びに無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第六十五条第一項の規定に基づき、高周波利用設備の条件の特例を次のように定める。

なお、平成二十七年総務省告示第二百七号（通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値の特例を定める件）は廃止する。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

一　次に掲げる周波数帯内においては、通信設備以外の設備の交流電源端子における妨害波電圧、有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度について、測定値が許容値を超えた場合であっても許容値以下であるとみなす。ただし、施行規則第四十六条の二第一項第八号⑷においては適用しない。

１　一三・五六㎒（±）六・七八㎑

２　二七・一二㎒（±）一六二・七二㎑

３　四〇・六八㎒（±）二〇・三四㎑

四　二、四五〇MHz（±）五〇MHz

五　五・八GHz（±）七五MHz

六　二四・一二五GHz（±）一二五MHz

二　通信設備以外の設備のうち手術用の設備であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設で使用されるものの交流電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の条件は、前項各号に掲げる周波数帯内を除き、次のとおりとする。

1　その設備の待機状態において、交流電源端子における妨害波電圧が設備規則第六十五条第一項第二号⑴に掲げる条件に適合すること。

2　その設備の待機状態において、三〇MHz以上一GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が設備規則第六十五条第一項第二号⑷に掲げる条件に適合すること。

3　内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、その設備の待機状態において、一GHz以上における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が設備規則第六十五条第一項第二号⑸に掲げる条件に適合すること。

三　通信設備以外の設備のうち手術用の設備であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるものであり、試験場において試験を行う

ものの交流電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の条件は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、高周波エネルギーの利用形式にかかわらず次のとおりとする。

1　その設備の待機状態において、交流電源端子における妨害波電圧が設備規則第六十五条第一項第四号⑴に掲げる条件に適合すること。

2　その設備の待機状態において、三〇MHz以上一GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が設備規則第六十五条第一項第四号⑷に掲げる条件に適合すること。

3　内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、その設備の待機状態において、一GHz以上における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が設備規則第六十五条第一項第四号⑸に掲げる条件に適合すること。

四　通信設備以外の設備のうち間欠動作するX線診断装置であって、試験場において試験を行うものの交流電源端子における妨害波電圧の準尖頭値は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、測定した値から二〇デシベルを減じた値をもって測定値とすることができる。

五　通信設備以外の設備のうち非接触電力伝送装置の一〇kHz以上一五〇kHz以下の利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。次項において同じ。）の準尖頭値の許容値について、次の各号に掲げるものは、当該各号に定めるとおりとする。

1　住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設で使用されるもの　その設備から三メートルの距離において七九・九デシベル

2　住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外で使用されるものであって、試験場において試験を行うもの　その設備から一〇メートルの距離において四八・五デシベル

3　住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外で使用されるものであって、設置場所において試験を行うもの　その設備が設置されている建築物の外壁から一〇〇メートルの距離（その設備が設置されている建築物の外壁とその設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離を二・五（一㎒以上の周波数にあっては、四・五）で除した距離に、三〇メートルを加えた距離が一〇〇メートルに満たないときは、その距離（その距離がその設備の設置者の占有に属する区域の境界を超えるときは、その設備が設置されている建築物の外壁とその設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離又は三〇メートルのいずれか長い距離）」において（一）一一・五デシベル

六　通信設備以外の設備のうち非接触電力伝送装置であって、漏えい電界強度の低減技術の検証その他の実験を目的とし、四五〇㎑以下の周波数を利用するものの利用周波数による発射による磁界強度の準尖頭値の最大許容値は、前項の規定にかかわらず、その設備から一〇メートルの距離におい

て六八・五デシベルとする。

七　通信設備以外の設備のうちマイクロ波を使用する紫外線照射装置であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設で使用されるものの一GHz以上における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の条件は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、設備規則第六十五条第一項第一号(6)㈠に掲げる条件に適合すること。

八　通信設備以外の設備のうちマイクロ波を利用する紫外線照射装置であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるものであり、試験場において試験を行うものの一GHz以上の利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の条件は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、設備規則第六十五条第一項第三号(6)㈠に掲げる条件に適合すること。

附　則

（施行期日）

一　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

二　この告示の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、通信設備以外の設備のうち四〇・四六MHzの周波数を利用する高周波ウェルダーから一〇メートルの距離における利用周波数による発

射及び不要発射による電界強度（一マイクロボルトを〇デシベルとする。次項において同じ。）の準尖頭値の許容値は、四〇・四六㎒（±）二四〇㎑の周波数帯（第一項第三号に掲げるものを除く。）において、九四デシベルとする。

三　この告示の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、四〇・四六㎒の周波数の利用が他の通信に妨害を与えるおそれのある地域において、その周波数に代えて四一・一四㎒の周波数を利用する高周波ウェルダーから一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の準尖頭値の許容値は、四一・一四㎒（±）二四〇㎑の周波数帯において、九四デシベルとする。

○総務省告示第三百九十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第六号(8)、第十二号(8)、第十三号(7)、第十四号(8)及び第十五号(7)並びに別表第八号第1の3並びに無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第六十五条第二項の規定に基づき、通信設備以外の設備の交流電源端子における妨害波電圧、有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法等を次のように定める。

なお、平成二十七年総務省告示第二百十号（超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）及び平成二十七年総務省告示第二百十一号（通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）は廃止する。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

第一　用語の定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　供試装置　交流電源端子における妨害波電圧、有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電

流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定の対象となる通信設備以外の設備をいう。

二　関連装置　供試装置を動作させるために必要な装置（当該供試装置の一部を構成するものを除く。）をいう。

三　相互接続ケーブル　供試装置と関連装置との間を接続し、又は関連装置と関連装置との間を接続するケーブルをいう。

四　供試装置の境界　測定の配置において、供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルの全てがその中に含まれる仮想的な最小の鉛直円柱をいう。ただし、供試装置がロボットであり可動部がある場合は、可動部及びその可動範囲は供試装置の境界に含まない。

五　床置型装置　通常の使用状態において、床に設置して使用する供試装置をいう。

六　卓上型装置　通常の使用状態において、卓上に設置して使用する供試装置をいう。

七　手持型装置　通常の使用状態において、使用者が手に持って使用する供試装置をいう。

八　電波半無響室　室内の六面のうち床面以外の五面に電波吸収体を設置し、床面を導電性大地面とした電波暗室をいう。

九　電波全無響室　室内の六面全てに電波吸収体を設置した電波暗室をいう。

十　サイト挿入損　信号発生器の出力と測定用受信機の入力とを直接接続したものを、試験場の定

められた場所に同一偏波で配置された送信空中線と受信空中線に置き換えた場合の空中線間の伝搬損失をいう。

十一　サイトアッテネーション　信号発生器の出力と測定用受信機の入力とを直接接続したものを、同一偏波で配置された送信空中線と受信空中線に置き換えた場合の最小の空中線間の伝搬損失をいう。

第二　測定方法

一　交流電源端子における妨害波電圧の測定方法

1　交流電源端子における妨害波電圧の測定機器及び試験場は、次のとおりとすること。

⑴　大地面を持つ試験場において、第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すことが証明された測定器を用いること。

⑵　第三の二に定める条件を満たす擬似電源回路網を用いて測定すること。ただし、擬似電源回路網を用いた場合において、供試装置を正常に動作させることができないときは、第三の三に定める条件を満たす電圧プローブを用いて測定すること。

⑶　手持型装置は、第三の五に定める条件を満たす擬似手を用いて測定すること。

2　交流電源端子における妨害波電圧の測定において、供試装置及び測定に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルは、標準的な使用形態の範囲内で、妨害波の強度が最大となるよう構成及び配置を変化させること。

⑵　床置型装置は、基準大地面の上に 15cm 以下の厚さの絶縁体（樹脂製のパレット等）を置き、その上に供試装置を配置すること。ただし、通常の使用状態において想定される大地面の配置が特別な場合は、当該想定される配置を模したものとすること。

⑶　床置型装置以外の供試装置は、高さ 40cm 又は 80cm の絶縁支持台の上に置き、基準大地面から 40cm の位置に配置すること。

⑷　擬似電源回路網を用いる場合は、その表面と供試装置又は関連装置の外郭との最も近い場所の距離が 80cm（±）８cm となるように配置すること。

⑸　供試装置は、関連装置及び金属大地面以外の金属面から少なくとも 80cm 離して配置し、関連装置は、金属大地面及び他の関連装置以外の金属面から少なくとも 80cm 離して配置すること。

⑹　供試装置又は関連装置が試験場の電源から給電される場合は、擬似電源回路網を通じて接続し、複数の交流電源端子を持つ場合は、それぞれに別の擬似電源回路網を通じて接続すること。ただし、擬似電源回路網を用いた場合において、供試装置を正常に動作させることができないときは、擬似電源回路網を用いずに試験場の電源に直接接続すること。

⑺　供試装置の電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときはできる限り短いものとすること。この場合において、供試装置に電源線が備えられていて長さ１ｍを超えるときは、余分な長さの電源線は40cmを超えない長さに前後に束ねて接続すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑻　相互接続ケーブルは、それぞれの装置の仕様に定める型式及び長さとし、当該長さを変えることができる場合には、妨害波レベルを最大とする長さとすること。この場合において、余分な長さの接続ケーブルは、ケーブルのほぼ中央において 40cm を超えない長さに前後に束ねること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑼　供試装置又は関連装置の接地線は、擬似電源回路網を用いて測定する場合は、擬似電源回路網の接地端子に、擬似電源回路網を用いずに測定する場合は、試験場の基準大地面に接続すること。

⑽　供試装置の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて、10cmを超えない間隔で電源線と平行に配置して擬似電源回路網の接地端子又は基準大地面に接続すること。ただし、供試装置の交流電源端子と接地端子の位置が大きく異なる場合は、可能な範囲で電源線と接地線とを平行に配置すること。

⑾　擬似電源回路網の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて試験場の基準大地面と接続すること。

⑿　擬似手を用いて測定する場合において、擬似電源回路網を用いて測定するときは擬似電源回路網の接地端子を、擬似電源回路網を用いずに測定するときは試験場の基準大地面を、擬似手の抵抗側の端子に接続すること。

⒀　手持型装置の持ち手が金属体である場合、又はペイント若しくはラッカーで塗装された金属体である場合は、擬似手のキャパシタ側の端子を直接持ち手に接続して測定し、その持ち手が絶縁体の場合は、持ち手に巻き付けた幅 60mm の金属はくに当該端子を接続して測定すること。

3　交流電源端子における妨害波電圧の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及び関連装置にそれらの定格電圧及び定格周波数に合った電力を供給すること。

⑵　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を個別に動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑶　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑷　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品

に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

二　有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流の測定方法

1　有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流の測定機器及び試験場の条件は、次のとおりとすること。

⑴　大地面を持つ試験場において、第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すことが証明された測定器を用いること。

⑵　測定する有線通信端子に接続するケーブルが遮蔽されていない平衡ケーブルである場合は、第三の六に定める条件を満たす不平衡擬似回路網を用いて妨害波電圧を測定すること。ただし、ケーブルの対数が四を超えるとき、又は不平衡擬似回路網を用いた場合において、供試装置が正しく動作しないときは、第三の四に定める条件を満たす容量性電圧プローブを用いて妨害波電圧を、第三の九に定める条件を満たす電流プローブを用いて妨害波電流を測定すること。

⑶　測定する有線通信端子に接続するケーブルが遮蔽された平衡ケーブル又は同軸ケーブルである場合は、第三の四に定める条件を満たす容量性電圧プローブを用いて妨害波電圧を測定し、第三の九に定める条件を満たす電流プローブを用いて妨害波電流を測定するか、又は第三の六に定める条件を満たす不平衡擬似回路網を用いて妨害波電圧のみを測定するかを選択

して測定すること。

⑷　測定する有線通信端子に接続するケーブルが不平衡ケーブルである場合は、第三の四に定める条件を満たす容量性電圧プローブを用いて妨害波電圧を、第三の九に定める条件を満たす電流プローブを用いて妨害波電流を測定すること。

2　有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流の測定において、供試装置及び測定に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルは、標準的な使用形態の範囲内で妨害波の強度を最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑵　床置型装置は、基準大地面の上に 15cm 以下の厚さの絶縁体（樹脂製のパレット等）を置き、その上に供試装置を配置すること。ただし、通常の使用状態において想定される大地面の配置が特別な場合は、当該想定される配置を模したものとすること。

⑶　床置型装置以外の供試装置は、高さ 40cm 又は 80cm の絶縁支持台の上に置き、基準大地面から 40cm の位置に配置すること。

⑷　擬似電源回路網を用いる場合は、その表面と供試装置又は関連装置の外郭との最も近い場所の距離が 80cm（±）８cm となるように配置し、擬似電源回路網の測定端子を 50Ω で終端すること。

⑸　不平衡擬似回路網を用いる場合は、その表面と供試装置又は関連装置の外郭との最も近い場所の距離が 80cm（±）８cm となるように配置すること。

⑹　電流プローブ及び容量性電圧プローブを用いる場合は、供試装置の外郭から 30cm 離れた位置に電流プローブを配置し、容量性電圧プローブは電流プローブから更に 10cm 供試装置から離れた位置に配置すること。

⑺　供試装置は、関連装置及び金属大地面以外の金属面から少なくとも 80cm 離して配置し、関連装置は金属大地面及び他の関連装置以外の金属面から少なくとも 80cm 離して配置すること。

⑻　供試装置又は関連装置が試験場の電源から給電される場合は、第三の二に定める条件を満たす擬似電源回路網を通じて接続し、複数の交流電源端子を持つ場合は、それぞれに別の擬似電源回路網を通じて接続すること。ただし、擬似電源回路網を用いた場合において供試装置を正常に動作させることができないときは、擬似電源回路網を用いずに試験場の電源に直接接続すること。

⑼　供試装置の電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときはできる限り短いものとすること。この場合において、供試装置に電源線が備えられていて長さ１ｍを超えるときは、余分な長さの電源線は 40cm を超えない長さに前後に束ねて接続すること。ただし、ケーブルの柔軟性

が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑽　相互接続ケーブルは、それぞれの装置の仕様に定める型式及び長さとし、当該長さを変えることができる場合には、妨害波レベルを最大とする長さとすること。この場合において、余分な長さの接続ケーブルは、ケーブルのほぼ中央において 40cm を超えない長さに前後に束ねること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑾　有線通信端子に接続するケーブルは、できる限り、試験場の基準大地面から 40cm の位置に配置すること。

⑿　供試装置又は関連装置の接地線は、擬似電源回路網を用いて測定する場合は、擬似電源回路網の接地端子に、擬似電源回路網を用いずに測定する場合は、試験場の基準大地面に接続すること。

⒀　供試装置の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて、10cm を超えない間隔で電源線と平行に配置して擬似電源回路網の接地端子又は基準大地面に接続すること。ただし、供試装置の交流電源端子と接地端子の位置が大きく異なる場合は、可能な範囲で電源線と接地線を平行に配置すること。

⒁　擬似電源回路網及び不平衡擬似回路網の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて試験

場の基準大地面と接続すること。

3　有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及び関連装置にそれらの定格電圧及び定格周波数にあった電力を供給すること。

⑵　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を単独で動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑶　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑷　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑸　供試装置が複数の有線通信端子を持つ場合は、端子の種類ごとに少なくとも一つの端子について測定し、全ての種類の端子について許容値以下であることを確認すること。

⑹　不平衡擬似回路網を用いて測定した妨害波電圧は、実際に測定した値に対して不平衡擬似回路網の電圧変換係数を加算して測定値とすること。この場合において、加算した妨害波電圧の測定値が許容値に適合しているときは、妨害波電流も許容値に適合しているとみなす。

⑺　容量性電圧プローブで測定した妨害波電圧は、実際に測定した値を次のように補正した値を測定値とすること。

ア　電流差分値(容量性電圧プローブでの測定と同じ周波数における妨害波電流の許容値(dB単位（１μA をＯdB とする。)）から、電流プローブの測定値（dB 単位（１μA をＯdB とする。)）を引いた値をいう。以下この⑺において同じ。）が６dB より小さい場合にあっては、容量性電圧プローブの測定値（dB 単位（１μV をＯdB とする。)）から電流差分値を引いた値を測定値とする。

イ　電流差分値が６dB 以上の場合にあっては、容量性電圧プローブの測定値から６dB を引いた値を測定値とする。

三　試験場における 30MHz 以下の磁界強度の測定方法

１　磁界強度の測定機器及び試験場の条件は、次のとおりとすること。

⑴　第四の一に定める条件を満たす試験場において、第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すことが証明された測定器を用いること。

⑵　第三の八の１に定める条件を満たす測定用空中線を用いること。

２　磁界強度の測定において、供試装置及び測定に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルは、第四の一に定める条件を満たす試験場のテストボリューム内に配置すること。ただし、関連装置とテストボリューム内に配置された供

試装置又は関連装置とを接続する相互接続ケーブルに第三の七に定める条件を満たす CMAD を装着した場合は、その関連装置はテストボリューム外に設置することができる。

⑵　供試装置、関連装置及びそれらのケーブルは、標準的な使用形態の範囲内で、妨害波レベルを最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑶　供試装置をターンテーブル上に設置して測定する場合は、供試装置の境界の中心軸をターンテーブルの回転軸と合わせるよう設置すること。

⑷　測定用空中線は、垂直面内に保持し、基準点の地上高は、1.3ｍとすること。

⑸　測定用空中線の基準点と供試装置の境界の最も近い点との水平距離は、法令で定める測定距離（施行規則第 46 条の２第１項第６号及び第 12 号から第 15 号まで並びに第 46 条の７第１項第１号並びに設備規則第 65 条第１項各号において規定される条件のうち磁界強度又は電界強度の許容値を測定する距離をいう。以下この第二において同じ。）とすること。

⑹　床置型装置は、大地面の上に 15cm 以下の厚さの絶縁体（樹脂製のパレット等）を置き、その上に供試装置を配置すること。ただし、通常の使用状態において想定される大地面の配置が特別な場合は、当該想定される配置を模したものとすること。

⑺　床置型装置以外の供試装置は、高さ 80cm（移動するロボットの場合は、40cm 又は 80cm）の絶縁支持台の上に置くこと。

⑻　擬似電源回路網を用いる場合は、その表面と供試装置又は関連装置の外郭との最も近い場所の距離を 80cm（±）８cm となるように配置し、擬似電源回路網の測定端子を 50Ω で終端すること。

⑼　供試装置又は関連装置が試験場の電源から給電される場合は、第三の二に定める条件を満たす擬似電源回路網を通じて接続し、複数の交流電源端子を持つ場合は、それぞれに別の擬似電源回路網を通じて接続すること。ただし、擬似電源回路網を用いた場合において、供試装置を正常に動作させることができないときは、擬似電源回路網を用いずに試験場の電源に直接接続すること。

⑽　供試装置の電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときはできる限り短いものとすること。この場合において、供試装置に電源線が備えられていて長さ１ｍを超えるときは、余分な長さの電源線は 40cm を超えない長さに前後に束ねて当該電源線を用いて接続すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑾　相互接続ケーブルは、それぞれの装置の仕様に定める型式及び長さとし、当該長さを変えることができる場合には、妨害波レベルを最大とする長さとすること。この場合において、余分な長さの接続ケーブルは、ケーブルのほぼ中央において 40cm を超えない長さに前後に束ね、床置型装置以外の供試装置のときは、大地面から 40cm の位置に配置すること。ただ

し、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑿　供試装置又は関連装置の接地線は、擬似電源回路網を用いて測定する場合は擬似電源回路網の接地端子に、擬似電源回路網を用いずに測定する場合は試験場の大地面に接続すること。

⒀　供試装置の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて、10cmを超えない間隔で電源線と平行に配置して擬似電源回路網の接地端子又は大地面に接続すること。ただし、供試装置の交流電源端子と接地端子の位置が大きく異なる場合は、可能な範囲で電源線と接地線を平行に配置すること。

⒁　擬似電源回路網の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて試験場の大地面と接続すること。

⒂　野外試験場又は電波半無響室において測定距離３ｍで測定する場合は、供試装置の境界の直径及び最大地上高は1.5m以下でなければならない。

３　磁界強度の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及び関連装置にそれらの定格電圧及び定格周波数にあった電力を供給すること。

⑵　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を個別に動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑶　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑷　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑸　供試装置をターンテーブル上に設置して測定する場合は、測定用空中線を供試装置に対して対向の方向（供試装置から見てループアンテナの偏波面が正面を向いている方向をいう。⑹及び六の３⑸において同じ。）及び直向の方向（供試装置から見てループアンテナの偏波面が横を向いている方向をいう。⑹及び六の３⑸において同じ。）に設置してターンテーブルを360度回転させて測定し、各周波数において最も高い磁界強度を記録すること。

⑹　供試装置をターンテーブル上以外に設置して測定する場合は、供試装置の境界の中心軸を中心とした水平面内の複数の場所において、測定用空中線を供試装置に対して対向の方向及び直向の方向に設置して測定すること。この場合において、測定する場所は最大放射が予想される方向を選定するよう注意を払うこと。

四　試験場における30MHz以上１GHz以下の電界強度の測定方法

１　電界強度の測定機器及び試験場の条件は、次のとおりとすること。

⑴　第四の二又は第四の三に定める条件を満たす試験場において、第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すことが証明された測定器を用い

ること。ただし、卓上型装置以外の供試装置は、電波全無響室において測定してはならない。

⑵　第三の八の２に定める条件を満たす測定用空中線を用いること。

２　電界強度の測定において、供試装置及び試験に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルは、第四の二又は第四の三に定める条件を満たす試験場のテストボリューム内に配置すること。ただし、関連装置とテストボリューム内に配置された供試装置又は関連装置とを接続する相互接続ケーブルに第三の七で定める条件を満たす CMAD を装着した場合は、その関連装置はテストボリューム外に設置することができる。

⑵　供試装置、関連装置及びそれらのケーブルは、標準的な使用形態の範囲内で、妨害波レベルを最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑶　供試装置をターンテーブル上に設置して測定する場合は、供試装置の境界の中心軸をターンテーブルの回転軸と合わせるよう設置すること。

⑷　野外試験場又は電波半無響室で測定する場合は、測定用空中線の基準点の地上高を１ｍから４ｍまでの間で地上面から空中線の最下点までの距離が 20cm 以下とならないよう変化させること。

⑸　電波全無響室で測定する場合は、測定用空中線の基準点の地上高を試験場のテストボリュームの中心高に合わせること。

⑹　測定用空中線の基準点と供試装置の境界の最も近い点との水平距離は、法令で定める測定距離とすること。

⑺　床置型装置は、大地面の上に 15cm 以下の厚さの絶縁体（樹脂製のパレット等）を置き、その上に供試装置を配置すること。ただし、通常の使用状態において想定される大地面の配置が特別な場合は、当該想定される配置を模したものとすること。

⑻　床置型装置以外の供試装置は、高さ 80cm（移動するロボットの場合は、40cm 又は 80cm）の絶縁支持台の上に置くこと。

⑼　擬似電源回路網を用いる場合は、その表面と供試装置又は関連装置の外郭との最も近い場所の距離を 80cm（±）８cm となるように配置し、擬似電源回路網の測定端子を 50Ω で終端すること。

⑽　供試装置又は関連装置が試験場の電源から給電される場合は、第三の二に定める条件を満たす擬似電源回路網を通じて電源に接続することができる。この場合において、複数の交流電源端子を持つときは、それぞれに別の擬似電源回路網を通じて接続すること。

⑾　擬似電源回路網を用いる場合は、供試装置の電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときは

できる限り短いものとすること。この場合において、供試装置に電源線が備えられていて長さ１ｍを超えるときは、余分な長さの電源線は 40cm を超えない長さに前後に束ねて接続すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑿　電源線を直接電源に接続する場合は、電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときは、できる限り短いものとすること。ただし、供試装置に電源線が備えられている場合は、当該電源線を用いること。

⒀　電源線がテストボリュームを超えて配置される場合は、第三の七で定める条件を満たすCMAD を用いることができる。ただし、測定距離３ｍで測定する場合は、CMAD を用いなければならない。

⒁　相互接続ケーブルは、それぞれの装置の仕様に定める型式及び長さとし、当該長さを変えることができる場合は、妨害波レベルを最大とする長さとすること。この場合において、余分な長さの接続ケーブルは、ケーブルのほぼ中央において 40cm を超えない長さに前後に束ね、床置型装置以外の供試装置のときは、大地面から 40cm の位置に配置すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⒂　供試装置又は関連装置の接地線は、擬似電源回路網を用いて測定する場合は擬似電源回路

網の接地端子に、擬似電源回路網を用いずに測定する場合は試験場の大地面に接続すること。

⑯　供試装置の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて、10cmを超えない間隔で電源線と平行に配置して擬似電源回路網の接地端子又は大地面に接続すること。ただし、供試装置の交流電源端子と接地端子の位置が大きく異なる場合は、可能な範囲で電源線と接地線を平行に配置すること。

⑰　擬似電源回路網の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて大地面と接続すること。

⑱　電波全無響室で測定する場合は、床面に落ちる全てのケーブルは、少なくとも80cmは電波吸収体によって遮られることなく測定用空中線の基準点から見えるよう配置すること。

⑲　野外試験場又は電波半無響室において測定距離３ｍで測定する場合は、供試装置の境界の直径及び最大地上高は1.5m以下でなければならない。

３　電界強度の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及び関連装置にそれらの定格電圧及び定格周波数にあった電力を供給すること。

⑵　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を個別に動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑶　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑷　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モー

ドで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑸　供試装置及び関連装置をターンテーブル上に設置して測定する場合は、水平及び垂直偏波のそれぞれについてターンテーブルを 360 度回転させて測定し、各周波数において最も高い電界強度を記録すること。

⑹　供試装置及び関連装置をターンテーブル上以外に設置して測定する場合は、水平及び垂直偏波のそれぞれについて供試装置及び関連装置を完全に取り囲む仮想的な円柱を中心に水平面内の複数の場所に測定用空中線を配置して測定し、各周波数において最も高い電界強度を記録すること。この場合において、測定する場所は最大放射が予想される方向を選定するよう注意を払うこと。

⑺　電波半無響室又は電波全無響室で測定する場合は、各周波数において最も高い電界強度を測定できるよう、測定用空中線を昇降させて測定すること。

五　試験場における１GHz 以上の電界強度の測定方法

１　電界強度の測定機器及び試験場の条件は、次のとおりとすること。

⑴　第四の四に定める条件を満たす試験場において、第三の一に定める条件を満たす測定用受信機を用いること。ただし、卓上型装置以外の供試装置は、電波全無響室において測定して

はならない。

⑵　第三の八の３に定める条件を満たす測定用空中線を用いること。

２　電界強度の測定において、供試装置及び試験に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルは、第四の四に定める条件を満たす試験場のテストボリューム内に配置すること。ただし、関連装置とテストボリューム内に配置された供試装置又は関連装置とを接続する相互接続ケーブルに第三の七で定める条件を満たす CMAD を装着した場合は、その関連装置はテストボリューム外に設置することができる。

⑵　供試装置、関連装置及びそれらのケーブルは、標準的な使用形態の範囲内で、妨害波レベルを最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑶　供試装置は、ターンテーブル上に設置し、供試装置の境界の中心軸をターンテーブルの回転軸と合わせるよう設置すること。

⑷　測定用空中線の基準点の地上高は、供試装置の放射の中心とほぼ同じ高さとすること。

⑸　測定用空中線の基準点と供試装置の境界の最も近い点との水平距離は３ｍ以上 10ｍ以下とし、測定した電界強度は次の式で測定距離３ｍでの電界強度に変換した上で法令に定める許容値と比較すること。

$$E_{3m} = E_d + 20\log_{10}\left(\frac{d}{3}\right)$$

E_{3m}　：測定距離３ｍでの電界強度（dB（１μV/m を０dB とする。））

E_d　：実際に測定を行った距離 d ｍでの電界強度（dB（１μV/m を０dB とする。））

d　：実際に測定を行った距離（ｍ）

⑹　床置型装置は、大地面の上に 15cm 以下の厚さの絶縁体（樹脂製のパレット等）を置き、その上に供試装置を配置すること。ただし、通常の使用状態において想定される大地面の配置が特別な場合は、当該想定される配置を模したものとすること。

⑺　床置型装置以外の供試装置は、高さ 80cm（移動するロボットの場合は、40cm 又は 80cm）の絶縁支持台の上に置くこと。

⑻　電波吸収体の構成及び配置は、次のとおりとすること。

ア　試験場の妥当性確認の際に床に敷設された電波吸収体は、敷設した状態で測定しなければならない。

イ　アの規定にかかわらず、供試装置の直下及びその周囲 10cm までは電波吸収体を取り外

して測定することができ、また、床置型装置であって、当該装置を電波吸収体の高さより上に設置できない場合は、測定空中線の基準点から 30cm までは当該装置を電波吸収体によって遮ることができる。

⑼　擬似電源回路網を用いる場合は、その表面と供試装置の外郭との最も近い場所の距離を80cm（±）８cmとなるように配置し、擬似電源回路網の測定端子を50Ωで終端すること。

⑽　供試装置又は関連装置が試験場の電源から供給される場合は、第三の二に定める条件を満たす擬似電源回路網を通じて電源に接続することができる。この場合において、複数の交流電源端子を持つときは、それぞれに別の擬似電源回路網を通じて接続すること。

⑾　擬似電源回路網を用いる場合は、供試装置の電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときはできる限り短いものとすること。この場合において、供試装置に電源線が備えられていて長さ１ｍを超えるときは、余分な長さの電源線は 40cm を超えない長さに前後に束ねて接続すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑿　電源線を直接電源に接続する場合は、電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときはできる限り短いものとすること。ただし、供試装置に電源線が備えられている場合は当該電源線を用いること。

⑬　電源線がテストボリュームを超えて配置される場合は、第三の七で定める条件を満たすCMADを用いることができる。ただし、測定距離３ｍで測定する場合は、CMADを用いなければならない。

⑭　相互接続ケーブルは、それぞれの装置の仕様に定める型式及び長さとし、当該長さを変えることができる場合には、妨害波レベルを最大とする長さとすること。この場合において、余分な長さの接続ケーブルはケーブルのほぼ中央において 40cm を超えない長さに前後に束ね、床置型装置以外の供試装置のときは、大地面から40cmの位置に配置すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑮　供試装置又は関連装置の接地線は、擬似電源回路網を用いて測定する場合は擬似電源回路網の接地端子に、擬似電源回路網を用いずに測定する場合は試験場の大地面に接続すること。

⑯　供試装置の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて 10cm を超えない間隔で電源線と平行に配置して擬似電源回路網の接地端子又は大地面に接続すること。ただし、供試装置の交流電源端子と接地端子の位置が大きく異なる場合は、可能な範囲で電源線と接地線を平行に配置すること。

⑰　擬似電源回路網の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて試験場の大地面と接続すること。

⑱　電波全無響室で測定する場合は、供試装置から床面に落ちる全てのケーブルは少なくとも80cm は電波吸収体によって遮られることなく測定用空中線の基準点から見えるよう配置すること。

⑲　供試装置の境界の円柱の直径及び試験場の床面からの最大高は、次の式で与えられる値より小さくなくてはならない。

$$w = 2d \times \tan(0.5 \times \theta_{3\mathrm{dB}})$$

w　　：供試装置の境界の円柱の直径及び試験場の床面からの最大高の許容値（m単位）

d　　：実際に測定を行った距離（m単位）

$\theta_{3\mathrm{dB}}$　：測定する周波数における測定空中線の電界面又は磁界面の３dB ビーム幅のいずれか小さい値（度単位）

３　電界強度の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及び関連装置にそれらの定格電圧及び定格周波数にあった電力を供給すること。

⑵　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を個別に動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑶　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑷　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑸　尖頭値測定は、次のとおり行うこと。

ア　検波器の帯域幅（インパルス帯域幅）を１MHz に設定して、水平及び垂直偏波のそれぞれに供試装置の前面が測定用空中線に正対した位置を初期位置としてマックスホールドモードで２分間測定すること。この場合において、供試装置からの放射強度が安定しているときは、偏波ごと又は方位角ごとの測定時間を 20 秒まで短縮することができる。

イ　ターンテーブルを回転させて方位角を 30 度変えて同様に測定することを繰り返し、12 の測定位置の全てについて測定すること。

⑹　対数平均法の重み付け測定は、検波器の分解能帯域幅を１MHz、ビデオ帯域幅を 10Hz に設定して、次の表に定めるサブ周波数範囲ごとに、尖頭値測定においてそのサブ周波数範囲内でその最大の電界強度を測定した供試装置の方位角及び偏波で、その周波数を中心とした 20MHz の範囲を最低５回測定すること。

表１　重み付け電界強度測定におけるサブ周波数範囲の一覧

サブ周波数範囲
1 GHz から 2.4GHz まで
2.5GHz から 6.125GHz まで
6.125GHz から 8.575GHz まで
8.575GHz から 11.025GHz まで
11.025GHz から 13.475GHz まで
13.475GHz から 15.925GHz まで
15.925GHz から 18GHz まで

⑺　振幅確率分布法の重み付け測定は、対数増幅器を使用し対数表示モードに設定したスペクトラムアナライザを用いて、マックスホールドモードで測定すること。この場合において、表１に定めるサブ周波数範囲ごとにそのサブ周波数帯域内で最大の電界強度を測定した供試装置の方位角及び偏波における、最大の電界強度を測定した周波数（以下この⑺において「ピーク周波数」という。）、ピーク周波数から 10MHz 減じた周波数、ピーク周波数から５MHz 減じた周波数、ピーク周波数に５MHz 加えた周波数及びピーク周波数に 10MHz 加えた周波数に対してそれぞれ 30 秒間測定すること。

六　設置場所における 30MHz 以下の磁界強度の測定方法

1　磁界強度の測定は、次の機器を用いて行うこと。

⑴　第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すことが証明された測定器を用いること。

⑵　第三の八の１に定める条件を満たす測定用空中線を用いること。

2　磁界強度の測定において、供試装置及び試験に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及びそのケーブルは、設置場所における標準的な使用形態の範囲内で、妨害波レベルを最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑵　測定用空中線は、垂直面内に保持し、基準点の地上高は、1.3ｍとすること。

3　磁界強度の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置が複数の機能を有し､任意の機能を個別に動作できる場合は､それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑵　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑶　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品

に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑷　許容値への適合を判定する測定の前に事前測定を行い、供試装置が発生させる妨害波の周波数、最大の妨害波強度を発生させる動作条件、最大の妨害波強度を測定する方向等を調査すること。

⑸　事前測定の結果に基づき、最大の妨害波強度を測定できると想定される条件を特定し、法令で定める測定距離で測定用空中線を供試装置に対して対向の方向及び直向の方向に設置して測定すること。

⑹　障害物が存在し測定用空中線を測定位置に配置することができない場合、設備がある建造物と測定位置との間に遮蔽物が存在する場合、漏えい電波の周波数における測定限界値が当該周波数の許容値を超えている場合、測定位置での外来電波の周波数が漏えい電波の周波数に重なっている場合等、法令で定める測定距離における測定に支障がある場合は、法令で定める測定距離以外の距離で測定することができる。この場合において、法令で定める測定距離より短い距離で測定したときは、測定値を適切に換算することができる。

七　設置場所における 30MHz 以上１GHz 以下の電界強度の測定方法

１　電界強度の測定は、次の機器を用いて行うこと。

⑴　第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すこ

とが証明された測定器を用いること。

⑵　第三の八の２に定める条件を満たす測定用空中線を用いること。

２　電界強度の測定において、供試装置及び試験に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及びそのケーブルは設置場所における標準的な使用形態の範囲内で、妨害波レベルを最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑵　測定用空中線の基準点の地上高は２ｍ（±）20cm で固定すること。

３　電界強度の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置が複数の機能を有し､任意の機能を個別に動作できる場合は､それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑵　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑶　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑷　許容値への適合を判定する測定の前に事前測定を行い、供試装置が発生させる妨害波の周波数、最大の妨害波強度を発生する動作条件、最大の妨害波強度を測定する方向等を調査す

ること。

⑸　事前測定の結果に基づき、最大の妨害波強度を測定できると想定される条件を特定し、法令で定める測定距離で垂直及び水平の両偏波で測定すること。

⑹　障害物が存在し測定用空中線を測定位置に配置することができない場合、設備がある建造物と測定位置との間に遮蔽物が存在する場合、漏えい電波の周波数における測定限界値が当該周波数の許容値を超えている場合、測定位置での外来電波の周波数が漏えい電波の周波数に重なっている場合等、法令で定める測定距離における測定に支障がある場合は、法令で定める測定距離以外の距離で測定することができる。この場合において、法令で定める測定距離より短い距離で測定したときは、測定値を適切に換算することができる。

第三　測定機器の条件

一　測定用受信機

1　測定用受信機は、次に定める条件を満たすこと。

⑴　測定用受信機の入力端子は、不平衡で、入力インピーダンスは定格 50Ω であり、電圧定在波比が次の表の値を超えないこと。

表２　測定用受信機の電圧定在波比の条件

周波数範囲	測定用受信機 入力部の減衰量	測定用受信機 入力部の電圧定在波比
9 kHz から 1 GHz まで	0 dB	2.0 から 1 まで
9 kHz から 1 GHz まで	10dB 以上	1.2 から 1 まで
1 GHz から 18GHz まで	0 dB	3.0 から 1 まで
1 GHz から 18GHz まで	10dB 以上	2.0 から 1 まで

⑵　測定用受信機に対して、インピーダンスが 50Ω の信号源から正弦波信号が供給される場合は、正弦波電圧測定の許容範囲は 9 kHz 以上 1 GHz 以下で 2 dB 以内又は 1 GHz を超え 18GHz 以下で 2.5dB 以内であること。

⑶　測定用受信機の総合選択度の曲線は、図 1 、図 2 及び図 3 に定める許容範囲内とする。

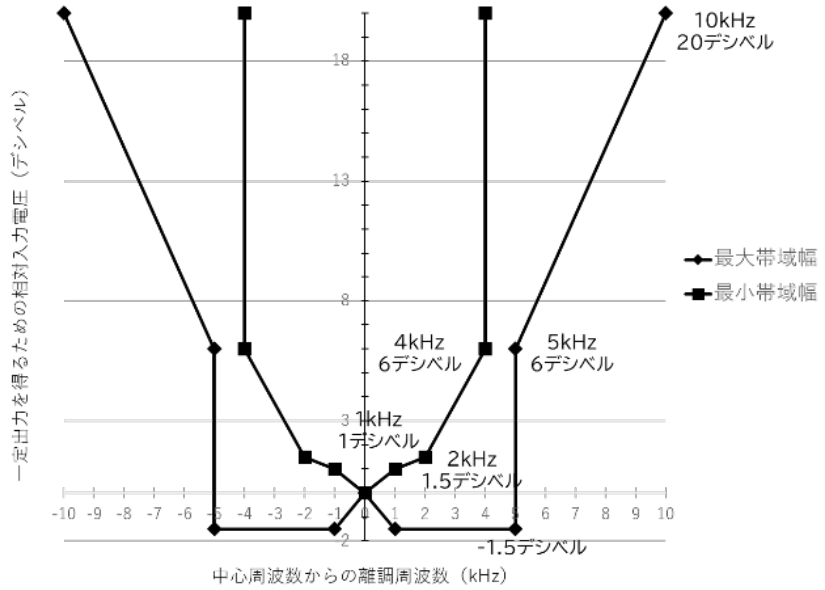


図１　150kHz 以上 30MHz 以下の周波数範囲を測定する測定用受信機の総合選択度の条件

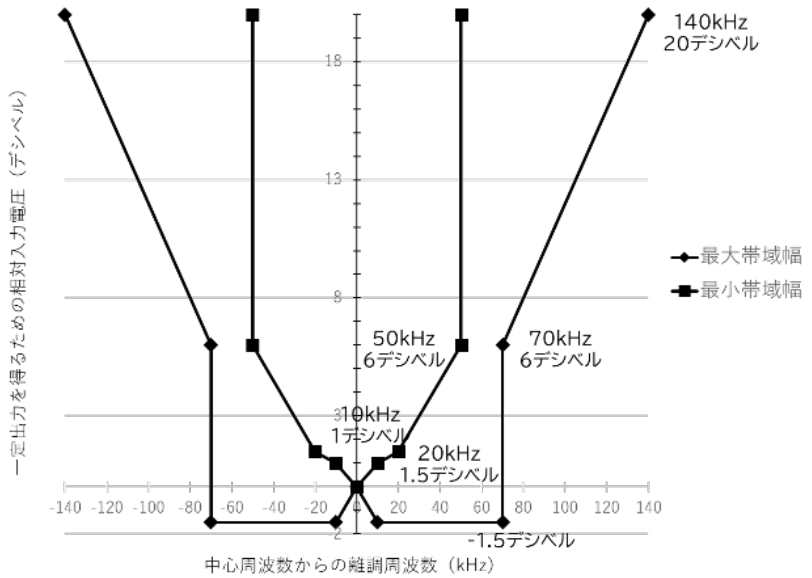


図２　30MHz 以上１GHz 以下の周波数範囲を測定する測定用受信機の総合選択度の条件

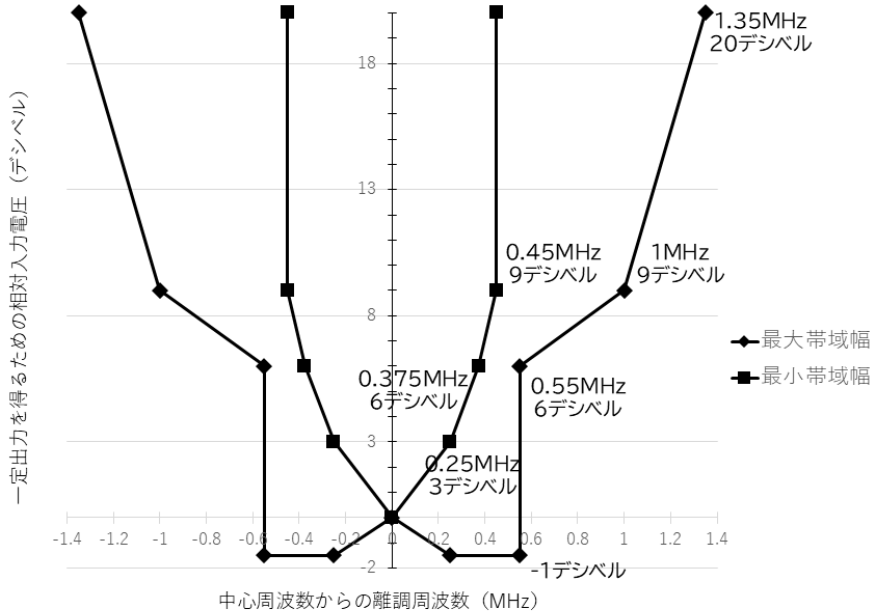


図３　１GHz 以上 18GHz 以下の周波数範囲を測定する測定用受信機の総合選択度の条件

⑷　測定用受信機の周波数同調は、２％以内であること。

⑸　測定用受信機の中間周波抑圧比は、40dB 以上であること。

⑹　測定用受信機の影像周波抑圧比は、40dB 以上であること。

⑺　測定用受信機の応答は、相互変調の影響を十分に小さくすること。

⑻　測定用受信機の放射する電波雑音による測定値への影響は、１dB 以下であること。

⑼　測定用受信機は、供試装置からの妨害波によって影響を受けずに動作すること。

2　準尖頭値測定用受信機は、次に定める条件を満たすこと。

⑴　準尖頭値測定用受信機は、次の表に定める特性を有すること。

表３　準尖頭値測定用受信機の特性

特性	測定周波数範囲	
	150kHz 以上 30MHz 以下	30MHz 以上 １GHz 以下
６dB 低下点における通過帯域幅	９kHz	120kHz
検波器の電気的充電時定数	１ミリ秒	１ミリ秒
検波器の電気的放電時定数	160 ミリ秒	550 ミリ秒
臨界制動指示計器の機械的時定数	160 ミリ秒	100 ミリ秒
検波器前段の回路の過負荷定数	30dB	43.5dB
検波器と指示計器間の直流増幅器の過負荷係数	12dB	６dB

⑵　次の表の第一欄に掲げる周波数範囲を測定する準尖頭値測定用受信機は、同表の第二欄のインパルスエリアを有し、同表の第三欄の周波数まで一様なスペクトルを有し、100Hz の繰り返し周波数で発振するパルス電流を入力した際の測定値は、実効値２mV の同調周波数を持

つ無変調正弦波に対する測定値との差が 1.5dB 以下であること。この場合において、パルス電流の発生器と無変調正弦波の発生器のインピーダンスは等しいこと。

表４　準尖頭値測定用受信機のパルス応答特性の条件

測定周波数範囲	インパルスエリア	スペクトル上限周波数
150kHz 以上 30MHz 以下	0.316μV・秒	30MHz
30MHz 以上 300MHz 以下	0.044μV・秒	300MHz
300MHz 以上１GHz 以下	0.044μV・秒	１GHz

⑶　次の表の左欄に掲げる周波数範囲を測定する準尖頭値測定用受信機は、1000Hz、20Hz、10Hz、２Hz 及び１Hz の繰り返し周波数を有するパルスを入力したときの測定値と、同じ振幅の 100Hz のパルスを入力した際の測定値が右欄に定める相対値の範囲内にあること。

表５　準尖頭値測定用受信機のパルス応答相対値の条件

測定周波数範囲	パルス応答相対値	
	パルス繰り返し周波数	測定値
150kHz 以上 30MHz 以下	1000Hz	4.5±1.0dB
	20Hz	-6.5±1.0dB

	10Hz	-10.0±1.5dB
	２Hz	-20.5±2.0dB
	１Hz	-22.5±2.0dB
30MHz 以上 １GHz 以下	1000Hz	8.0±1.0dB
	20Hz	-9.0±1.0dB
	10Hz	-14.0±1.5dB
	２Hz	-26.0±2.0dB※
	１Hz	-28.5±2.0dB※

※　300MHz 以上１GHz 以下の周波数においては適用しない。

３　尖頭値測定用受信機は、次に定める条件を満たすこと。

⑴　尖頭値測定用受信機は、次の表に定める特性を有すること。

表６　尖頭値測定用受信機の特性

特性	条件
検波器の充電時定数に対する放電時定数	1.34×10^{8}以上
尖頭値保持時間	30 ミリ秒から３秒まで

⑵　尖頭値測定用受信機の帯域幅（インパルス帯域幅）は１MHz とすること。

⑶　尖頭値測定用受信機としてスペクトラムアナライザを用いる場合は、ビデオ帯域幅を分解能帯域幅以上に設定すること。

４　平均値測定用受信機は、次に定める条件を満たすこと。

⑴　次の表の第一欄に掲げる周波数範囲を測定する平均値測定用受信機は、同表の第二欄のパルス繰り返し周波数を有し、同表の第三欄のパルス幅を有する搬送波レベル 20mV のパルス電流を入力した際の測定値は、実効値２mV の同調周波数を持つ無変調正弦波に対する測定値との差が 1.5dB 以下であること。この場合において、パルス電流の発生器のインピーダンスは 50Ω とすること。

表７　平均値測定用受信機のパルス応答絶対値特性の条件

測定周波数範囲	パルス繰り返し周波数	パルス幅
150kHz 以上 30MHz 以下	500Hz	20 マイクロ秒
30MHz 以上１GHz 以下	５kHz	２マイクロ秒

⑵　平均値測定用受信機は、繰り返し周期が 1.6 秒、パルス幅が 0.1 秒となる方形パルスによって変調された正弦波入力信号を入力した場合は、測定値が 19.0dB（±）1.0dB となること。

⑶　平均値測定用受信機は、５kHz 以上のパルス電流を入力された際に過負荷とならないこと。

⑷　平均値測定用受信機としてスペクトラムアナライザを用いる場合は、ビデオ帯域幅を分解能帯域幅に比べて十分小さく設定すること。

5　対数平均値測定用受信機は、次に定める条件を満たすこと。

⑴　対数平均値測定用受信機の帯域幅（インパルス帯域幅）は、１MHz とすること。

⑵　対数平均値測定用受信機は､繰り返し周期が３マイクロ秒であってインパルスエリアが6.7ナノボルト秒となるパルス電流を入力した場合は､測定値が実効値２mV の同調周波数の無変調正弦波を入力した場合の測定値との差が４dB 以下となること。

6　振幅確率分布測定用受信機は、次に定める条件を満たすこと。

⑴　振幅確率分布測定用受信機の振幅のダイナミックレンジは、60dB を超えること。

⑵　振幅確率分布測定用受信機の振幅確度（振幅の設定誤差を含む。）は、(±) 2.7dB より良好であること。

⑶　振幅確率分布測定用受信機の測定可能時間は、２分以上であること。

⑷　振幅確率分布測定用受信機の最小測定可能確率は、１千万分の１であること。

⑸　振幅確率分布測定用受信機は、少なくとも二つの振幅レベルを設定できることとし、設定した全ての振幅レベルに対応する時間率を同時に測定できること。

⑹　振幅確率分布測定用受信機の振幅レベルの設定分解能は、0.25dB 以下であること。

⑺　振幅確率分布測定用受信機の帯域幅（インパルス帯域幅）は１MHz とし、サンプリング速度は毎秒１千万サンプル以上であること。

二　擬似電源回路網

擬似電源回路網は、次に定める条件を満たすこと。

１　擬似電源回路網は、次の表に定めるインピーダンス特性を有すること。ただし、振幅については（±）20％、位相角については（±）11.5 度の範囲にあれば特性を有するものとみなす。

表８　擬似電源回路網のインピーダンス特性

周波数（MHz）	インピーダンス振幅（Ω）	インピーダンス位相角（度）
0.15	34.29	46.70
0.17	36.50	43.11
0.20	39.12	38.51
0.25	42.18	32.48
0.30	44.17	27.95
0.35	45.52	24.45

0.40	46.46	21.70
0.50	47.65	17.66
0.60	48.33	14.86
0.70	48.76	12.81
0.80	49.04	11.25
0.90	49.24	10.03
1.00	49.38	9.04
1.20	49.57	7.56
1.50	49.72	6.06
2.00	49.84	4.55
2.50	49.90	3.64
3.00	49.93	3.04
4.00	49.96	2.28
5.00	49.98	1.82
7.00	49.99	1.30

10.00	49.99	0.91
15.00	50.00	0.61
20.00	50.00	0.46
30.00	50.00	0.30

2　擬似電源回路網の交流電源端子と測定用受信機端子の間の減結合係数は、150kHz 以上 30MHz 以下の周波数範囲で 40dB 以上であること。

3　擬似電源回路網の交流電源端子に最大定格電流を連続して流す場合は、供試装置端子に加わる電圧が交流電源端子における電圧の 95%以上であること。

4　擬似電源回路網の測定端子に測定器を接続せずに用いる場合は、測定端子を 50Ω で終端して用いること。

三　電圧プローブ

電圧プローブは、次に定める条件を満たすこと。

1　電圧プローブの回路は、次の図とほぼ等価とし、電源線と基準大地面との間の合計抵抗は 1500Ω とすること。この場合において、必要に応じてインピーダンス又はインダクタンスを追加することができる。ただし、インダクタンスを追加するときは、当該インダクタンスの誘導リアクタンスは、抵抗値よりも十分大きいこと。

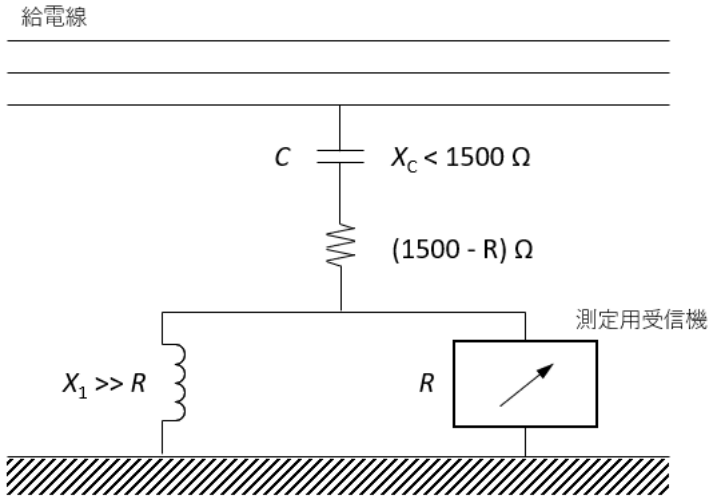


図４　電圧プローブの回路構成

２　測定器の測定確度に与える影響は１dB 未満とするか、測定器の構成によって測定確度を確保すること。

３　電圧プローブは、９kHz から 30MHz までの周波数帯域で 50Ω系において電圧分割係数を校正されていること。

四　容量性電圧プローブ

容量性電圧プローブは、次に定める条件を満たすこと。

１　測定するケーブルを切断することなく測定できるよう、次の回路図に示すようにインピーダンス変換増幅器に接続された容量性結合クランプで構成されていること。この場合において、

インピーダンス変換増幅器の抵抗は、リアクタンスよりも十分大きいこと。

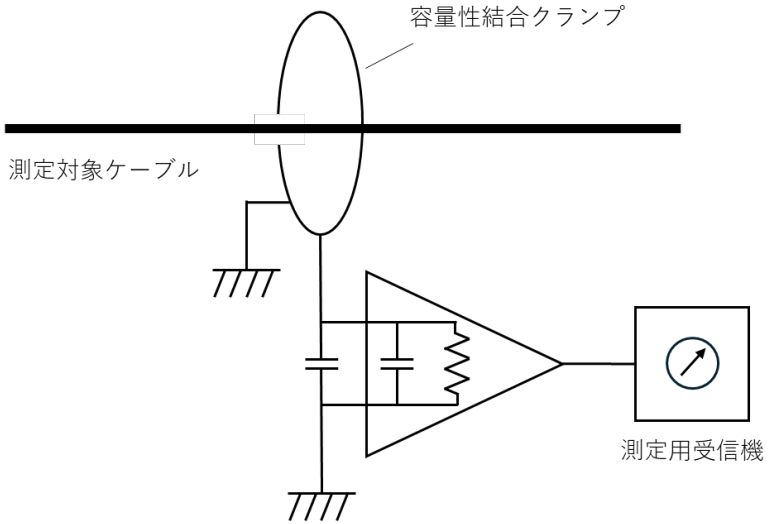


図５　容量性電圧プローブの回路構成

２　接地端子と測定するケーブルとの間のキャパシタンスは、10pF より小さいこと。

３　電圧分割係数は、150kHz から 30MHz までの周波数帯域で測定するケーブルの種類ごとに校正されていること。

４　容量性電圧プローブの指示値は、150kHz から 30MHz までの周波数帯域のパルスに対して直線性が確保されていること。

５　容量性電圧プローブから測定するケーブルを取り外した場合は、指示値が 20dB 以上低下す

ること。

6　容量結合性クランプを分割部分で開口する際の最大開口幅は、30mm 以上であること。

五　擬似手

擬似手は、次に定める条件を満たすこと。

1　擬似手の回路は、次の図で示すとおり、220pF（±）20％のキャパシタと 510Ω（±）10％の抵抗を直列接続した素子からなり、抵抗側の端子を擬似電源回路網又は基準大地面に、キャパシタ側の端子に金属はくを接続すること。

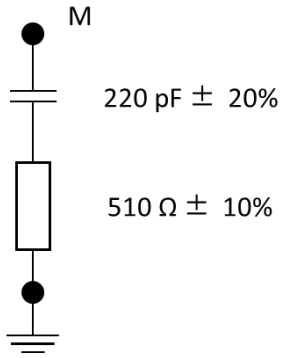


図 6　擬似手の回路構成

2　擬似手に用いる金属はくは、幅 60mm とすること。

3　素子と供試装置の持ち手又は金属はくとを接続する導線は、長さ１ｍとすること。ただし、測定においてより長い導線を用いる必要がある場合は、１ｍを超える長さの導線を使用するこ

とができるが、導線の全インダクタンスが 30MHz 付近において 1.4μH 未満であること。

六　不平衡擬似回路網

不平衡擬似回路網は、次に定める条件を満たすこと。

1　供試装置を接続する端子のコモンモードインピーダンスは、150kHz から 30MHz までの周波数範囲において、150Ω（±）20Ω、位相角 0 度（±）20 度であること。

2　供試装置に対向する通信装置から発生する妨害波の測定用受信機における指示値が、供試装置に適用される許容値より 10dB 以上低いものとなるよう分離すること。

3　縦電圧変換損は、次の表の条件を満たすこと。

表 9　不平衡擬似回路網の縦電圧変換損の条件

測定対象の端子に接続される通信線の種類	縦電圧変換損（dB）	縦電圧変換損の許容範囲（dB）
カテゴリ 6（日本産業規格 X5150：2016 構内情報配線システム（この表において「JIS X5150:2016」という。）に規定	$75-10\log_{10}(1+(f/5)^2)$	150kHz 以上 2 MHz 未満の周波数範囲では（－）3 dB から 3 dB まで 2 MHz 以上 30MHz 以下の周波数範囲では（－）3 dB から 6 dB まで

する分類に従うものとする。）		
カテゴリ５（JIS X5150:2016に規定する分類に従うものとする。）	$65-10\log_{10}(1+(f/5)^2)$	150kHz 以上２MHz 未満の周波数範囲では（－）３dB から３dB まで ２MHz 以上 30MHz 以下の周波数範囲では（－）３dB から 4.5dB まで
上記以外の種類	$55-10\log_{10}(1+(f/5)^2)$	（－）３dB から３dB まで
注　f は縦電圧変換損を測定した周波数（MHz）		

４　供試装置の動作に影響を与えないものであること。

５　電圧変換係数が 150kHz から 30MHz までの周波数範囲において、規定値の（±）１dB 以内であること。

七　CMAD

CMAD はベクトルネットワークアナライザを用いてＳパラメータを測定し、S_{21} の絶対値及び S_{11} の絶対値は次の表の条件を満たすこと。

表 10　CMAD のＳパラメータの条件

Sパラメータ	条件
S_{21}の絶対値	30MHz 以上 200MHz 以下の周波数範囲において 0.25 未満
S_{11}の絶対値	30MHz 以上 200MHz 以下の周波数範囲において上限値 0.75 から 0.55 まで（周波数の対数に対して直線的に減少） 30MHz 以上 200MHz 以下の周波数範囲において下限値 0.6 から 0.4 まで(周波数の対数に対して直線的に減少)

八　測定用空中線

1　30MHz 以下の周波数範囲の磁界を測定するための空中線は、次に定める条件を満たすこと。

⑴　適切に校正された一辺の長さが 60cm の正方形で完全に囲むことができるような電気的に遮蔽されたループアンテナを用いること。ただし、空中線の支持物や接続ケーブルは、その範囲に囲むことを要しない。

⑵　空中線の基準点は、ループの中心とすること。

⑶　空中線は、測定する周波数範囲全域を測定できるものであること。

2　30MHz 以上１GHz 以下の周波数範囲の電界を測定するための空中線は、次に定める条件を満たすこと。

⑴　適切に校正されたエレメントの対が両方とも直線ロッド型若しくは両方とも円錐型の同調

ダイポールアンテナ、直線ロッドが直線状に交互に取り付けられたダイポールアレイ型アンテナ又はそれらのハイブリッド型の空中線であること。

⑵　空中線の交差偏波電力比は、20dB 以上あること。

3　１GHz 以上の周波数範囲の電界を測定するための空中線は、次に定める条件を満たすこと。

⑴　直線偏波の空中線を用いること。

⑵　ホーンアンテナを用いる場合は、空中線の開口面の最大寸法（ｍ単位）の２乗を 0.6 で除した値が測定距離（ｍ単位）より小さいこと。

⑶　空中線の交差偏波電力比は、20dB 以上あること。

九　電流プローブ

電流プローブは、測定する周波数範囲内で共振のない均一な周波数特性を有し、挿入インピーダンスが１Ωを超えないこと。

第四　試験場の条件

一　30MHz 以下の磁界測定に用いる試験場

1　基本的条件

⑴　試験場は、平坦で金属大地面を備えた野外試験場又は電波半無響室であること。

⑵　供試装置及び測定用空中線の設置位置をそれぞれ焦点とし、焦点間の距離の２倍に等しい

長径と$\sqrt{3}$倍に等しい短径を有する楕円の範囲及びその上空に測定とは関係のない反射物や架空線が存在しないこと。

⑶　10ｍの距離で測定する試験場は、供試装置及び測定用空中線（支持物を含む。）から少なくとも１ｍ広がった範囲に金属大地面を敷設すること。この場合において、当該金属大地面には 30mm を超える間隙や穴が存在しないこと。

２　サイト挿入損の条件

⑴　次に定める測定方法のいずれかで試験場のサイト挿入損を測定し、数値計算によってシミュレーションした理論値との差が測定した全ての周波数、空中線偏波及び空中線対の位置において（±）４dB 以内であること。この場合において、空中線対の位置から定まる図７に定める範囲を、条件を満たす試験場のテストボリュームとする。ただし、測定距離 10ｍのサイト挿入損は全ての周波数及び空中線偏波において（±）４dB 以内であることを要しない。

ア　正規化サイト挿入損法

(ｱ)　測定に使用する標準信号発生器を測定用受信機と直接同軸ケーブルで接続したときの受信機入力電圧 V_{DIRECT}（μV 単位）を、150kHz 以上１MHz 以下の周波数範囲においては最大 50kHz ステップ、１MHz 以上 30MHz 以下の周波数範囲においては最大 100kHz ステッ

プで測定すること。この場合において、測定用受信機の飽和を避けるため減衰器を用いることができる。

(ｲ)　図７に定める送信用空中線及び測定用空中線それぞれの位置に空中線を設置して、二つの空中線を対向させること。

(ｳ)　送信用空中線及び測定用空中線から十分離れた位置に標準信号発生器及び測定用受信機を設置し、送信用空中線と標準信号発生器との間及び測定用空中線と測定用受信機の間をそれぞれ同軸ケーブルで接続すること。この場合において、必要な測定感度を確保する目的で電力増幅器を用いることができる。

(ｴ)　送信用空中線及び測定用空中線の基準点を大地面からの高さ 1.3ｍに設置し、送信用空中線から発射される電波の受信機入力電圧を測定し、その最大値 V_{SITE}（μV 単位）を求めること。

(ｵ)　測定場のサイト挿入損は、次の式により求める値とすること。

$$A_{\mathrm{i}} = 20\log_{10}(V_{\mathrm{DIRECT}}) + \alpha_{\mathrm{ATT}} - 20\log_{10}(V_{\mathrm{SITE}}) - F_{\mathrm{T}} - F_{\mathrm{R}}$$

A_{i}　：特定の周波数、空中線偏波及び空中線対の位置におけるサイト挿入損

a_{ATT}　：V_{DIRECT}の測定に用いて、V_{SITE}の測定に用いない減衰器の減衰量（当該減衰器を用いていない場合は０）

F_{T}　：送信用空中線のアンテナ係数（dB）

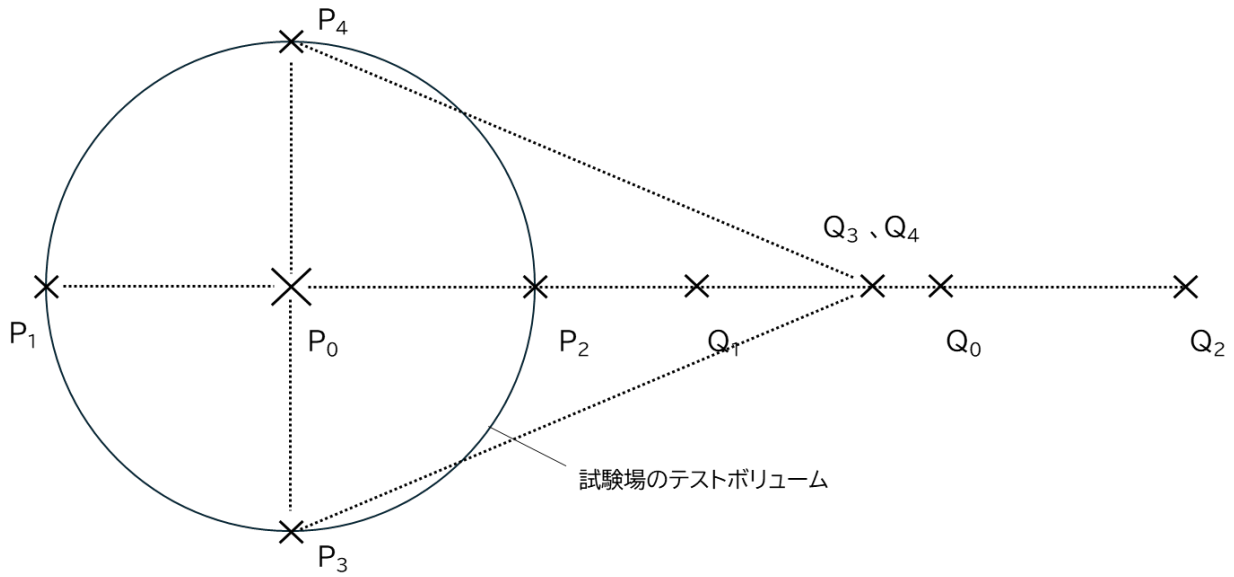
F_{R}　：受信用空中線のアンテナ係数（dB）

(ｶ)　(ｱ)で測定した周波数で(ｴ)を実施して、それぞれの周波数におけるサイト挿入損を求めること。

(ｷ)　空中線偏波を変えて(ｴ)から(ｶ)までを実施すること。

(ｸ)　送信用空中線及び測定用空中線の位置を図７に定めるそれぞれの位置において(ｲ)から(ｷ)までを実施すること。

(ｹ)　(ｶ)において周波数を変えて測定する代わりに、(ｱ)及び(ｴ)において周波数範囲を掃引することで測定することができる。



注1 P_0、P_1、P_2、P_3及びP_4は送信用空中線を設置する位置であり、
それぞれ、Q_0、Q_1、Q_2、Q_3及びQ_4に測定用空中線をおいて測定すること。
注2 P_0－Q_0間、P_1－Q_1間、P_2－Q_2間、P_3－Q_3間及びP_4－Q_4間の距離は、
それぞれ測定距離(3m、10m又は30m)とすること。

図７　サイト挿入損又はサイトアッテネーションを測定する空中線対の位置関係

イ　参照サイト法

(ｱ)　測定に使用する標準信号発生器を測定用受信機と直接同軸ケーブルで接続したときの受信機入力電圧 V_{DIRECT}（μV 単位）を 150kHz 以上１MHz 以下の周波数範囲を最大 50kHz ステップ、１MHz 以上 30MHz 以下の周波数範囲を最大 100kHz ステップで測定すること。この場合において、測定用受信機の飽和を避けるため減衰器を用いることができる。

(ｲ)　図７に定める送信用空中線及び測定用空中線それぞれの位置に空中線を設置して、二つの空中線を対向させること。

(ｳ)　送信用空中線及び測定用空中線から十分離れた位置に標準信号発生器及び測定用受信機を設置し、送信用空中線と標準信号発生器との間及び測定用空中線と測定用受信機の間をそれぞれ同軸ケーブルで接続すること。この場合において、必要な測定感度を確保する目的で電力増幅器を用いることができる。

(ｴ)　送信用空中線及び測定用空中線の基準点を大地面からの高さ 1.3ｍに設置し、送信用空中線から発射される電波の受信機入力電圧を測定し、その最大値 V_{SITE}（μV 単位）を求めること。

(ｵ)　測定場のサイト挿入損は、次の式により求める値とすること。この場合において、アンテナペア参照サイト挿入損は、サイト挿入損の測定に用いる測定用空中線及び送信用空中線と同じものを用いて基準試験場（サイト挿入損偏差の値が、測定距離３ｍの場合は１dB 未満、それ以外の測定距離の場合は２dB 未満となる金属大地面を持つ試験場をいう。）において測定すること。

$$A_{\mathrm{i}} = 20\log_{10}(V_{\mathrm{DIRECT}}) + a_{\mathrm{ATT}} - 20\log_{10}(V_{\mathrm{SITE}}) - A_{\mathrm{LPR}}$$

A_{i}　：特定の周波数、空中線偏波及び空中線対の位置におけるサイト挿入損

a_{ATT}：V_{DIRECT}の測定に用いて、V_{SITE}の測定に用いない減衰器の減衰量（当該減衰器を用いていない場合は０）

A_{LPR}：受信用空中線及び送信用空中線の組から定まるアンテナペア参照サイト挿入損

(ｶ)　(ｱ)で測定した周波数で(ｴ)を実施して、それぞれの周波数におけるサイト挿入損を求めること。

(ｷ)　空中線偏波を変えて(ｴ)から(ｶ)までを実施すること。

(ｸ)　送信用空中線及び測定用空中線の位置を図７に定めるそれぞれの位置において(ｲ)から(ｷ)までを実施すること。

⑵　サイト挿入損の測定には、第三の八の１に定める条件を満たす30MHz以下の周波数範囲の磁界を測定するための空中線のうち、シングルターンのループアンテナを空中線として用いること。

二　30MHz以上１GHz以下の電界測定に用いる野外試験場又は電波半無響室

１　基本的条件

⑴　平坦で金属大地面を備えていること。

⑵　供試装置及び測定用空中線の設置位置をそれぞれ焦点とし、焦点間の距離の２倍に等しい長径と$\sqrt{3}$倍に等しい短径を有する楕円の範囲及びその上空に測定とは関係のない反射物や架空線が存在しないこと。

⑶　10ｍの距離で測定する試験場は、供試装置及び測定用空中線（支持物を含む。）から少なくとも１ｍ広がった範囲に金属大地面を敷設すること。この場合において、当該金属大地面には 30mm を超える間隙や穴が存在しないこと。

２　サイトアッテネーションの条件

⑴　次に定めるいずれかの測定方法で試験場のサイトアッテネーションの値を取得し、表 12 及び表 13 に定めるサイトアッテネーションの理論値との差が、測定した全ての周波数、送信用空中線高、空中線偏波及び空中線対の位置において（±）４dB 以内であること。この場合において、空中線対の位置から定まる図７に定める範囲を試験場のテストボリュームとする。

ア　正規化サイトアッテネーション

(ｱ)　測定に使用する標準信号発生器を測定用受信機と直接同軸ケーブルで接続したときの受信機入力電圧 V_{DIRECT}（μV 単位）を表 12 及び表 13 で定める周波数で測定すること。

この場合において、測定用受信機の飽和を避けるため減衰器を用いることができる。

(ｲ)　図７に定める送信用空中線及び測定用空中線それぞれの位置に空中線を設置して、二つの空中線を対向させること。

(ｳ)　送信用空中線及び測定用空中線から十分離れた位置に標準信号発生器及び測定用受信機を設置し、送信用空中線と標準信号発生器との間及び測定用空中線と測定用受信機の間をそれぞれ同軸ケーブルで接続すること。この場合において、必要な測定感度を確保する目的で電力増幅器を用いることができる。

(ｴ)　送信用空中線及び測定用空中線の基準点を大地面からの次の表に定める送信用空中線高及び１ｍにそれぞれ設置し、測定用空中線の高さを４ｍまで上昇させながら、送信用空中線から発射される電波の受信機入力電圧を測定し、その最大値 V_{SITE}（μV 単位）を求めること。

表 11　30MHz 以上 1 GHz 以下の周波数範囲における
サイトアッテネーション測定に用いる送信用空中線高

測定距離（ｍ）	空中線偏波	送信用空中線高（ｍ）
3	水平	1

		2
	垂直	1
		1.5
10	水平	1
		2
		3
		4
	垂直	1
		1.5
		2.5
		3.5
30	水平	1
		2
	垂直	1
		1.5

(ｵ)　測定場のサイトアッテネーションは、次の式により求める値とすること。

$$A_{\mathrm{i}} = 20\log_{10}(V_{\mathrm{DIRECT}}) + a_{\mathrm{ATT}} - 20\log_{10}(V_{\mathrm{SITE}}) - F_{\mathrm{T}} - F_{\mathrm{R}}$$

A_{i}　：特定の周波数、送信用空中線高、空中線偏波及び空中線対の位置におけるサイトアッテネーション

a_{ATT}　：V_{DIRECT}の測定に用いて、V_{SITE}の測定に用いない減衰器の減衰量（当該減衰器を用いていない場合は０）

F_{T}　：送信用空中線のアンテナ係数（dB）

F_{R}　：受信用空中線のアンテナ係数（dB）

(ｶ)　(ｱ)で測定した周波数で(ｴ)を実施して、それぞれの周波数におけるサイトアッテネーションを求めること。

(ｷ)　表 11 に定める送信用空中線高それぞれについて(ｴ)から(ｶ)までを実施すること。

(ｸ)　空中線偏波を変えて(ｴ)から(ｷ)までを実施すること。

(ｹ)　送信用空中線及び測定用空中線の位置を図 7 に定めるそれぞれの位置において(ｲ)から(ｸ)までを実施すること。

イ　参照サイト法

(ｱ)　測定に使用する標準信号発生器を測定用受信機と直接同軸ケーブルで接続したときの受信機入力電圧 V_{DIRECT}（μV 単位）を表 12 及び表 13 で定める周波数で測定すること。この場合において、測定用受信機の飽和を避けるため減衰器を用いることができる。

(ｲ)　図 7 に定める送信用空中線及び測定用空中線それぞれの位置に空中線を設置して、二つの空中線を対向させること。

(ｳ)　送信用空中線及び測定用空中線から十分離れた位置に標準信号発生器及び測定用受信機を設置し、送信用空中線と標準信号発生器との間及び測定用空中線と測定用受信機の間をそれぞれ同軸ケーブルで接続すること。この場合において、必要な測定感度を確保する目的で電力増幅器を用いることができる。

(ｴ)　送信用空中線及び測定用空中線の基準点を大地面からの表 11 に定める送信用空中線高及び１ｍにそれぞれ設置し、測定用空中線の高さを４ｍまで上昇させ、表 12 及び表 13 に定める周波数範囲を掃引しながら、送信用空中線から発射される電波の受信機入力電圧を測定し、その最大値 V_{SITE}（μV 単位）を求めること。

(ｵ)　測定場のサイトアッテネーションは、次の式により求める値とすること。この場合において、アンテナペア参照サイトアッテネーションは、サイトアッテネーションの測定に用いる測定用空中線及び送信用空中線と同じものを用いて、基準試験場（サイト挿入

損偏差の値が、水平偏波の場合は１dB未満、垂直偏波の場合は1.5dB未満となる金属大地面を持つ試験場をいう。）において測定すること。

$$A_{\mathrm{i}} = 20\log_{10}(V_{\mathrm{DIRECT}}) + a_{\mathrm{ATT}} - 20\log_{10}(V_{\mathrm{SITE}}) - A_{\mathrm{APR}}$$

A_{i}　：特定の周波数、空中線偏波及び空中線対の位置におけるサイトアッテネーション

a_{ATT}：V_{DIRECT}の測定に用いて、V_{SITE}の測定に用いない減衰器の減衰量（当該減衰器を用いていない場合は０）

A_{APR}：受信用空中線及び送信用空中線の組から定まるアンテナペア参照サイトアッテネーション

(ｶ)　表11に定める送信用空中線高それぞれについて(ｴ)及び(ｵ)を実施すること。

(ｷ)　空中線偏波を変えて(ｴ)から(ｶ)までを実施すること。

(ｸ)　送信用空中線及び測定用空中線の位置を図7に定めるそれぞれの位置において(ｲ)から(ｷ)までを実施すること。

表12　30MHz以上160MHz以下のサイトアッテネーションの理論値

測定距離	空中線偏波	送信用空中線高（m）	測定周波数（MHz）												
			30	35	40	45	50	60	70	80	90	100	120	140	160
3	水平	1	15.8	13.4	11.3	9.4	7.8	5.0	2.8	0.9	-0.7	-2.0	-4.2	-6.0	-7.4
		2	11.0	8.8	7.0	5.5	4.2	2.2	0.6	-0.7	-1.8	-2.8	-4.4	-5.8	-6.7
	垂直	1	8.2	6.9	5.8	4.9	4.0	2.6	1.5	0.6	-0.1	-0.7	-1.5	-1.8	-1.7
		1.5	9.3	8.0	7.0	6.1	5.4	4.1	3.2	2.6	2.1	1.9	1.3	-1.5	-3.7
10	水平	1	29.8	27.1	24.9	22.9	21.1	18.0	15.5	13.3	11.4	9.7	7.0	4.8	3.1
		2	24.1	21.6	19.4	17.5	15.9	13.1	10.9	9.2	7.8	6.7	5.0	3.5	2.3
		3	21.3	18.9	16.9	15.2	13.7	11.5	9.9	8.6	7.5	6.6	4.9	3.5	2.4
		4	19.7	17.4	15.6	14.2	13.1	11.3	9.9	8.7	7.7	6.7	5.1	3.8	2.6
	垂直	1	16.7	15.4	14.2	13.2	12.3	10.7	9.4	8.3	7.3	6.4	4.9	3.7	2.6
		1.5	16.9	15.6	14.4	13.4	12.5	11.0	9.7	8.6	7.6	6.8	5.4	4.3	3.4

		2.5	17.4	16.1	15.0	14.0	13.2	11.7	10.5	9.5	8.7	8.0	7.0	6.2	4.1
		3.5	18.2	16.9	15.8	14.9	14.1	12.7	11.7	10.9	10.2	9.6	6.8	5.2	3.9
30	水平	1	47.8	45.1	42.8	40.8	38.9	35.8	33.1	30.8	28.8	27	23.9	21.2	19
		2	41.7	39.1	36.8	34.7	32.9	29.8	27.2	24.9	23.0	21.2	18.2	15.8	13.8
	垂直	1	26.0	24.7	23.5	22.5	21.6	20	18.7	17.5	16.5	15.6	14.0	12.7	11.5
		1.5	26.0	24.7	23.5	22.5	21.6	20	18.7	17.5	16.5	15.6	14.0	12.7	11.6

表 13　180MHz 以上 1 GHz 以下のサイトアッテネーションの理論値

測定距離	空中線偏波	送信用空中線高（m）	測定周波数（MHz）										
			180	200	250	300	400	500	600	700	800	900	1000
3	水平	1	-8.6	-9.6	-11.7	-12.8	-14.8	-17.3	-19.1	-20.6	-21.3	-22.5	-23.5
		2	-7.2	-8.4	-10.6	-12.3	-14.9	-16.7	-18.3	-19.7	-20.8	-21.8	-22.7

	垂	1	-1.3	-3.6	-7.7	-10.5	-14.0	-16.4	-16.3	-18.4	-20.0	-21.3	-22.4
	直	1.5	-5.3	-6.7	-9.1	-10.9	-12.6	-15.1	-16.9	-18.4	-19.3	-20.4	-21.4
10	水	1	1.7	0.6	-1.6	-3.3	-5.9	-7.9	-9.5	-10.8	-12.0	-12.8	-13.8
	平	2	1.2	0.3	-1.7	-3.3	-5.8	-7.6	-9.3	-10.6	-11.8	-12.9	-13.8
		3	1.3	0.4	-1.6	-3.0	-5.6	-7.6	-9.2	-10.5	-11.6	-12.7	-13.6
		4	1.6	0.6	-1.2	-2.8	-5.4	-7.3	-8.9	-10.2	-11.4	-12.4	-13.6
	垂	1	1.8	1.0	-0.5	-1.5	-4.1	-6.7	-8.7	-10.2	-11.5	-12.6	-13.6
	直	1.5	2.7	2.1	0.3	-1.9	-5.0	-7.2	-9.0	-10.4	-11.6	-12.7	-13.6
		2.5	2.8	1.6	-0.6	-2.4	-5.1	-7.1	-8.7	-9.9	-11.1	-12.1	-13.1
		3.5	2.8	1.7	-0.3	-1.9	-4.5	-6.3	-8.0	-9.3	-10.5	-11.5	-12.4
30	水	1	17	15.3	11.6	8.8	4.6	1.8	0.0	-1.3	-2.5	-3.5	-4.4
	平	2	12.0	10.6	7.8	6.1	3.5	1.6	0.0	-1.4	-2.5	-3.5	-4.5
	垂	1	10.5	9.6	7.7	6.2	3.9	2.1	0.8	-0.3	-1.1	-1.7	-3.5
	直	1.5	10.6	9.7	7.9	6.5	4.3	2.8	1.8	-0.9	-2.3	-3.4	-4.3

⑵　サイトアッテネーションの測定には、第三の八の２に定める条件を満たす 30MHz 以上１GHz

以下の周波数範囲の電界測定に用いる空中線を用いること。ただし、測定距離３ｍで測定する場合は、ハイブリッド型の空中線を用いてはならない。

三　30MHz 以上１GHz 以下の電界測定に用いる電波全無響室

１　サイトアッテネーションの条件

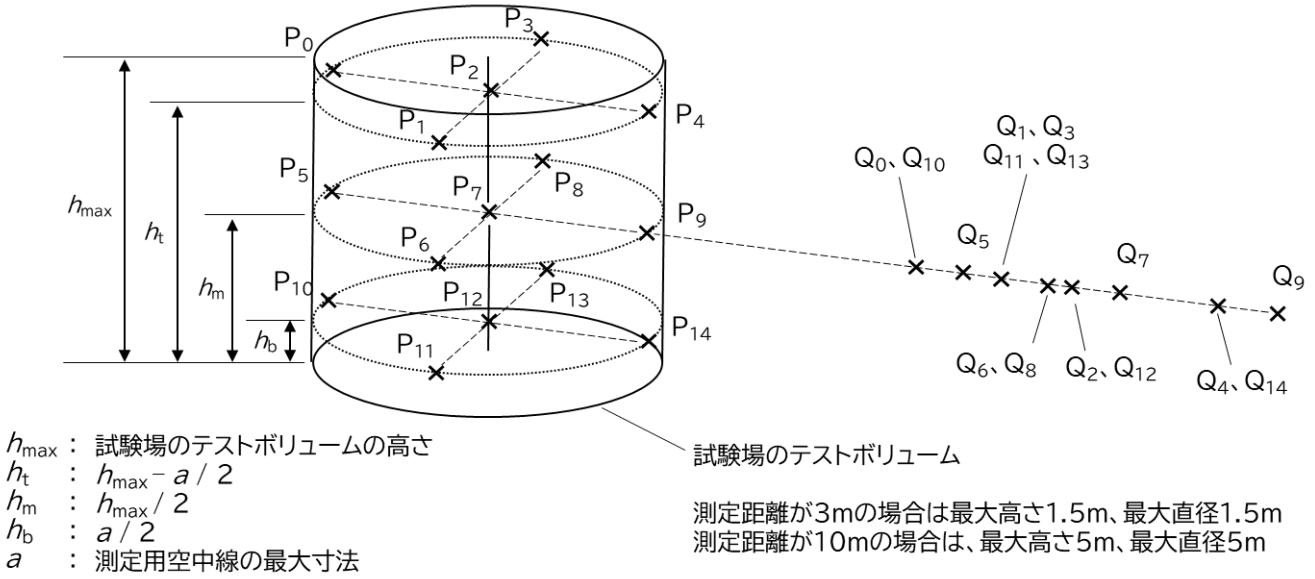
⑴　次に定める正規化サイトアッテネーションの測定方法で試験場のサイトアッテネーションの値を取得し、次の式に定めるサイトアッテネーションの理論値との差が、測定した全ての周波数、空中線偏波及び空中線対の位置において（±）４dB 以内であること。この場合において、空中線対の位置から定まる図８に定める範囲を試験場のテストボリュームとする。

$$A_{\mathrm{i}} = 20\ \log_{10}\left(\frac{125}{\pi}\times\frac{d}{\sqrt{1-\left(\frac{\lambda}{2\pi d}\right)^{2}+\left(\frac{\lambda}{2\pi d}\right)^{4}}}\right)-20\ \log_{10}(f)$$

A_i：特定の周波数におけるサイトアッテネーションの理論値

λ：測定周波数における波長（m）

d：測定距離（m）



h_{max} ： 試験場のテストボリュームの高さ
h_t ： $h_{max} - a / 2$
h_m ： $h_{max} / 2$
h_b ： $a / 2$
a ： 測定用空中線の最大寸法

注1 P_iは送信用空中線を設置する位置であり、それぞれ、Q_iに測定用空中線をおいて測定すること。
注2 P_i–Q_i間の距離は、それぞれ測定距離（10m又は3m）とすること。
注3 試験場のテストボリュームの形状によって、Q_iの相対位置が前後してもよい。

図８　電波全無響室のサイトアッテネーションを測定する空中線対の位置関係

ア　測定に使用する標準信号発生器を測定用受信機と直接同軸ケーブルで接続したときの受信機入力電圧 V_{DIRECT}（μV 単位）を、30MHz 以上 100MHz 以下の周波数範囲においては最大 1 MHz ステップ、100MHz 以上 500MHz 以下の周波数範囲においては最大 5 MHz ステップ、500MHz 以上 1 GHz 以下の周波数範囲においては最大 10MHz ステップで測定すること。この場合において、測定用受信機の飽和を避けるため減衰器を用いることができる。

イ　図８に定める送信用空中線及び測定用空中線それぞれの位置及び高さに空中線を設置して、二つの空中線を対向させること。

ウ　送信用空中線及び測定用空中線から十分離れた位置に標準信号発生器及び測定用受信機を設置し、送信用空中線と標準信号発生器との間及び測定用空中線と測定用受信機の間をそれぞれ同軸ケーブルで接続すること。この場合において、必要な測定感度を確保する目的で電力増幅器を用いることができる。

エ　送信用空中線から発射される電波の受信機入力電圧を測定し、その最大値 V_{SITE}（μV 単位）を求めること。

オ　測定場のサイトアッテネーションは、次の式により求める値とすること。

$$A_{\mathrm{i}} = 20\log_{10}(V_{\mathrm{DIRECT}}) + a_{\mathrm{ATT}} - 20\log_{10}(V_{\mathrm{SITE}}) - F_{\mathrm{T}} - F_{\mathrm{R}}$$

A_{i}　：特定の周波数、送信用空中線高、空中線偏波及び空中線対の位置におけるサイトアッテネーション

a_{ATT}　：V_{DIRECT}の測定に用いて、V_{SITE}の測定に用いない減衰器の減衰量（当該減衰器を用いていない場合は０）

F_{T}　：送信用空中線のアンテナ係数（dB）

F_{R}　：受信用空中線のアンテナ係数（dB）

カ　アで測定した周波数でエを実施して、それぞれの周波数におけるサイトアッテネーションを求めること。

キ　空中線偏波を変えてエからカまでを実施すること。

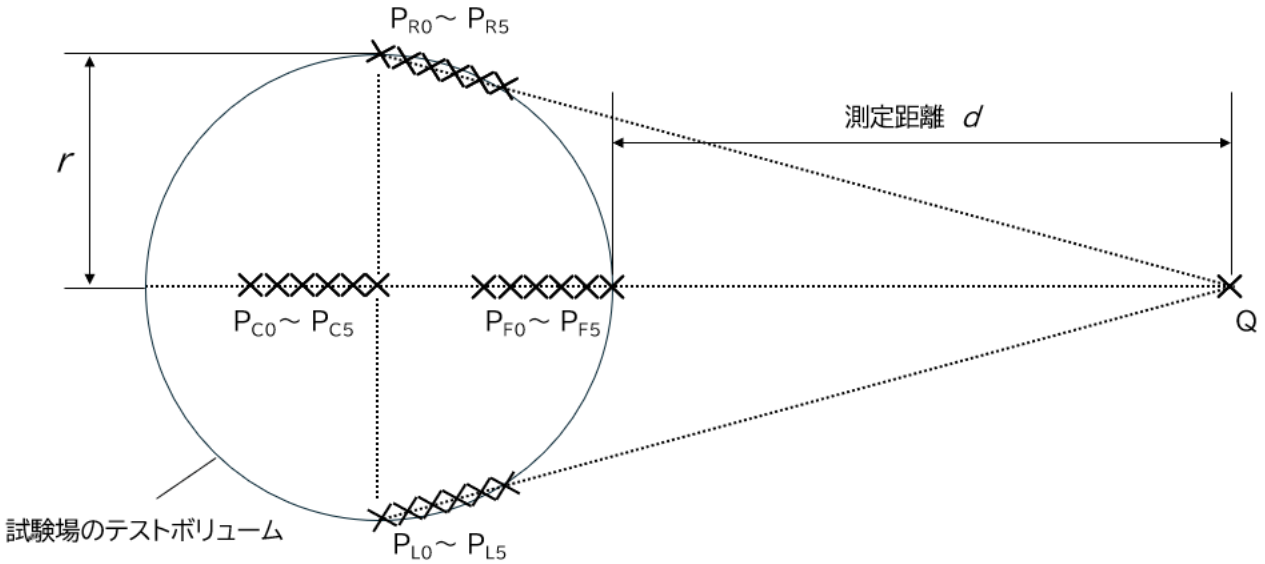
ク　送信用空中線及び測定用空中線の位置及び高さを図８に定めるそれぞれの位置においてイからキまでを実施すること。

⑵　サイトアッテネーションの測定には、第三の八の２に定める条件を満たす30MHz以上１GHz以下の周波数範囲の電界測定に用いる空中線を用いること。ただし、送信用空中線の最大寸法は40cm以下であること。

四　１GHz 以上の電界測定に用いる試験場

１　サイト電圧定在波比の条件

次に定めるいずれかの測定方法で試験場のサイト電圧定在波比を取得し、測定した全ての周波数、空中線偏波、送信用空中線及び電界プローブの位置群において６dB 以下であること。この場合において、送信用空中線の位置から定まる図９に定める範囲を試験場のテストボリュームとする。



P_Iは送信用空中線又は電界プローブを設置する位置であり、Qは測定用空中線又は送信用空中線をおいて測定すること。
測定距離dは、それぞれ測定距離（3m以上10m以下）とすること。

P_{F0}は試験場のテストボリュームのうち最もQに近い位置とし、P_{F1}はP_{F0}から2cm、P_{F2}はP_{F0}から10cm、P_{F3}はP_{F0}から18cm、P_{F4}はP_{F0}から30cm、P_{F5}はP_{F0}から40cmそれぞれQに対して離れた位置とする。
P_{R0}は試験場のテストボリュームのうちQから見てテストボリュームの中央から右方向の端とし、P_{R1}はP_{R0}から2cm、P_{R2}はP_{R0}から10cm、P_{R3}はP_{R0}から18cm、P_{R4}はP_{R0}から30cm、P_{R5}はP_{R0}から40cmそれぞれQに対して近づいた位置とする。
P_{L0}は試験場のテストボリュームのうちQから見てテストボリュームの中央から左方向の端とし、P_{L1}はP_{L0}から2cm、P_{L2}はP_{L0}から10cm、P_{L3}はP_{L0}から18cm、P_{L4}はP_{L0}から30cm、P_{L5}はP_{L0}から40cmそれぞれQに対して近づいた位置とする。
P_{C0}は試験場のテストボリュームの中央とし、P_{C1}はP_{C0}から2cm、P_{C2}はP_{C0}から10cm、P_{C3}はP_{C0}から18cm、P_{C4}はP_{C0}から30cm、P_{C5}はP_{C0}から40cmそれぞれQに対して離れた位置とする。

試験場のテストボリュームの半径rが1.5m以下の場合は、空中線位置群P_F、P_R及びP_Lのみ測定すること。
試験場のテストボリュームの半径rが1.5mを超える場合は、空中線位置群P_F、P_C、P_R及びP_Lを測定すること。
試験場のテストボリュームの最大高さが1.5mを超える場合は、空中線位置群P_Cで高さを試験場のテストボリュームの高さとする位置でも測定すること。

図９　サイト電圧定在波比を測定する空中線対の位置関係

⑴　直接測定法

ア　サイト電圧定在波比の測定に用いる送信用空中線の条件は、次のとおりとする。

(ｱ)　直線偏波であること。

(ｲ)　１GHz 以上 18GHz 以下の周波数範囲において、電界面の主ローブ方向は、０度（±）15 度まで及び 180 度（±）15 度までの範囲にあり、主ローブ方向から（±）15 度までの範囲の放射パターンの振幅は（－）３dB 以下であること。

(ｳ)　磁界面の放射パターンは、（±）60 度までの範囲で（±）２dB、（－）60 度から（－）135 度まで及び 60 度から 135 度までの範囲で（±）３dB の範囲にあること。

イ　図９に定める送信用空中線及び測定用空中線それぞれの位置に設置して、二つの空中線を対向させること。

ウ　送信用空中線及び測定用空中線から十分離れた位置に標準信号発生器及び測定用受信機を設置し、送信用空中線と標準信号発生器との間及び測定用空中線と測定用受信機の間をそれぞれ同軸ケーブルで接続すること。この場合において、必要な測定感度を確保する目的で電力増幅器を用いることができる。

エ　送信用空中線から発射される電波の受信機入力電圧を１GHz 以上 18GHz 以下の周波数範囲で最大 50MHz ステップ又は周波数を掃引して測定し、電力増幅器の増幅分を補正した上で、測定値を次の式で正規化すること。

$$M' = M + 20 \log_{10}\left(\frac{d}{d_{\mathrm{ref}}}\right)$$

M'　：正規化された電圧（dB（１μV を０dB とする。））

M　：測定された電圧から電力増幅器の増幅分を補正したもの（dB（１μV を０dB とする。））

d　：受信用空中線と送信用空中線との実際の基準点の距離（ｍ）

d_{ref}　：受信用空中線と送信用空中線の位置が属する空中線位置群の基準点（図９における$\mathrm{P_{X0}}$）との距離（ｍ）

オ　サイト電圧定在波比は、六つの送信用空中線設置位置で測定された最大の電圧（dB 単位（１μV を０dB とする。以下このオにおいて同じ。））から最小の電圧（dB 単位）を引いて求める値とすること。

カ　空中線偏波を変えてエ及びオを実施すること。

キ　送信用空中線の位置を同じ空中線位置群の別の位置に移動させて六つの位置全てでエからカまでを実施すること。

ク　全ての設置場所群に対してエからキまでを繰り返すこと。

⑵　相互交換法

ア　サイト電圧定在波比の測定に用いる送信用空中線の条件は、次のとおりとする。

(ｱ)　供試装置を測定する空中線と同じ種類の空中線を用いること。

(ｲ)　等方性電界プローブの異方性は３dBを超えないこと。

イ　図９に定める電界プローブの位置のいずれかに等方性電界プローブを設置して、送信用空中線の位置に送信用空中線を設置すること。

ウ　電界プローブ及び送信用空中線から十分離れた位置に標準信号発生器を設置し、送信用空中線と標準信号発生器との間をそれぞれ同軸ケーブルで接続すること。

エ　送信用空中線から発射される電波の電界プローブにおける受信機入力電圧を１GHz 以上18GHz 以下の周波数範囲で最大 50MHz ステップ又は周波数を掃引して測定し、電力増幅器の増幅分を補正した上で、測定値を次の式で正規化すること。

$$M' = M + 20 \log_{10}\left(\frac{d}{d_{\mathrm{ref}}}\right)$$

M'　：正規化された電圧（dB（１μＶを０dBとする。））

M　：測定された電圧から電力増幅器の増幅分を補正したもの（dB（１μＶを０dBとする。））

d　：電界プローブと送信用空中線との実際の基準点の距離（ｍ）

d_{ref}　：送信用空中線と電界プローブの位置が属する空中線位置群の基準点（図９における$\mathrm{P_{X0}}$）との距離（ｍ）

オ　サイト電圧定在波比は、六つの送信用空中線設置位置で測定された最大の電圧（dB単位（１μVを０dBとする。以下このオにおいて同じ。））から最小の電圧（dB単位）を引いて求める値とすること。

カ　空中線偏波を変えてエ及びオを実施すること。

キ　送信用空中線の位置を同じ空中線位置群の別の位置に移動させて六つの位置全てでエからカまでを実施すること。

ク　全ての設置場所群に対してエからキまでを繰り返すこと。

第五　負荷条件

供試装置からの妨害波の測定においては、次に掲げる種類の供試装置の負荷条件で測定すること。

ただし、指定された条件での測定ができない場合、又は次に指定のない種類の供試装置の場合は、通常の使用の範囲内で妨害波の強度が最大となる負荷条件で測定すること。

一　150kHz 以上 400MHz 以下の周波数を利用する治療用装置で容量性結合を利用するもの

1　直径 170mm（±）10mm の平坦な円形の金属板を両電極に平行に接続した上で、供試装置の最大電力を消費することのできる電波を放射しない負荷（例えば、電球等）を金属板間に接続して負荷として最大出力で動作させること。

2　負荷を垂直及び水平の二つの方向で測定すること。

二　150kHz 以上 400MHz 以下の周波数を利用する治療用装置で誘導性結合を利用するもの

1　蒸留水 1 リットルに対して塩化ナトリウム９ｇを溶かした水溶液を直径 10cm の絶縁性の円筒容器に高さ 50cm まで満たした水槽を負荷として用いて、供試装置に治療用として備えられているコイルの中心と水槽の中心を合わせるように設置して動作させること。

2　供試装置の最大電力及び最大出力の半分の出力で測定すること。

3　出力回路の周波数を調整できる場合は、供試装置の利用周波数と同調させること。

三　400MHz 以上の周波数を利用する高周波治療器又はマイクロ波治療器

使用されるケーブルの特性インピーダンスと整合した電波を放射しない負荷を接続して測定すること。

四　超音波治療器

1　蒸留水を満たした直径 10cm の非金属製円筒容器に振動子を入れて測定すること。

2　供試装置の最大電力及び最大出力の半分の出力で測定すること。

3　出力回路の周波数を調整できる場合は、供試装置の利用周波数と同調させた場合と離調した場合とを測定すること。

五　工業用装置

1　実際の業務で利用する負荷又は同等の電波を発射しない模擬負荷を使用して測定すること。

2　試験場での測定において水、ガス、空気等のための配管を接続する必要がある場合は、３ｍ以上の絶縁管を用いること。

3　供試装置の最大電力及び最大出力の半分の出力で測定し、通常はゼロ又は非常に低い出力で動作する装置の場合は、その動作状態でも追加で測定すること。

六　電子レンジ

1　通常の付属品（内棚等）を規定の場所に配置し、負荷搭載面の中央に 20℃（±）５℃の１リットルの水道水を直径 190mm（±）５mm、高さ 90mm（±）５mm のホウケイ酸ガラス製の円筒容器に満たした水槽を負荷として用いること。ただし、この方法で測定が困難な場合は、他の大きさの水槽や供試装置が備える水槽に水道水をいれて負荷として用いることができる。

2　測定前に最低でも5分間予熱動作を行なったのちに最大出力で測定すること。

3　電子レンジの測定中に異常加熱を避けるために間欠モードに移行した場合は、間欠動作せずに最大マイクロ波出力で動作可能となるまで冷却のために測定を一時中断しなければならない。

4　電子レンジの測定中に負荷である水が沸騰しないよう、適宜水を交換すること。

七　ロボット

1　仕様マニュアルに記載の通常使用のうち次に掲げる動作状態について、それぞれ少なくとも一つの動作状態又はロボットの特性及び構造の分析等に基づいて妨害波強度が大きいと想定される動作状態で測定すること。ただし、車輪等で移動するロボットの場合は、アイドルローラー等で物理的な位置を固定して測定すること。

⑴　電源は入っているが待機している状態又は充電中であり、測定開始時にバッテリーの充電状態が20%以下かつ測定中は80%を下回る状態

⑵　定格負荷、定格速度で通常動作している状態。ただし、定格負荷と定格速度を同時に達成できない場合は、二つの動作状態を個別に測定すること。

⑶　負荷、速度等のパラメータがそれぞれの許容範囲の中心となるような動作状態

附　則

（施行期日）

一　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

二　第二に規定する測定方法については、この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第三百九十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項（同規則第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第１　申請書の様式

［様式略］

注１　申請する型式の設備が一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、誘導式読み書き通信設備、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウェルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置、搬送ロボット用非接触電力伝送装置、一般用放射等設備、一般用非放射等設備、業務用放射等設備又は業務用非放射等設備の場合は、「搬送式インターホン」の文字に代えて「一般搬送式デジタル伝送装置」、「特別搬送式デジタル伝送装置」、「広帯域電力線搬送通信設備」、「誘導式読み書き通信設備」、「超音波洗浄機」、「超音波加工機」、「超音波ウェルダー」、「電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械」、「無電極放電ランプ」、「一般用非接触電力伝送装置」、「電気自動車用非接触電力伝送装置」、「搬送ロボット用非接触電力伝送装置」、「一般用放射等設備」、「一般用非放射等設備」、「業務用放射等設備」又は「業務用非放射等設備」のうち該当するものを記載すること。

［注２　略］

第２　添付書類の様式

［１～３　略］

４　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの場合

⑴　１枚目

長

試験成績書（その１）							
			整理番号				
			指定番号				
1　型式名			2　製造業者名				
3　利用周波数	⑴　設計値		⑵　測定値				
4　周波数変動幅	⑴　設計値		⑵　測定値				
5　高周波出力	⑴　定格値		⑵　測定値				
6　交流電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件		
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値					
		平均値					

改正前

第１　［同左］

［様式同左］

注１　申請する型式の設備が一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、誘導式読み書き通信設備、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウェルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置又は搬送ロボット用非接触電力伝送装置の場合は、「搬送式インターホン」の文字に代えて「一般搬送式デジタル伝送装置」、「特別搬送式デジタル伝送装置」、「広帯域電力線搬送通信設備」、「誘導式読み書き通信設備」、「超音波洗浄機」、「超音波加工機」、「超音波ウェルダー」、「電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械」、「無電極放電ランプ」、「一般用非接触電力伝送装置」、「電気自動車用非接触電力伝送装置」又は「搬送ロボット用非接触電力伝送装置」のうち該当するものを記載すること。

［注２　同左］

第２［同左］

［１～３　同左］

４　［同左］

⑴　１枚目

設　計　書			整理番号	
			指定番号	
1　型　式　名			2　製造業者名	
3　発振の方式			4　利用周波数	
5　周波数変動幅			6　高周波出力	
7　電源端子における妨害波電圧	周波数帯	⑴　150kHz以上500kHz未満	⑵　500kHz以上５MHz以下	⑶　５MHzを超え30MHz以下
	準尖頭値			
	平均値			
	周波数帯	⑴　10kHz以上50kHz以下	⑵　50kHzを超え150kHz以下	⑶　150kHzを超え490kHz未満
	準尖頭値			
	周波数帯	⑷　490kHz以上1,705kHz以下	⑸　1,705kHzを超え2,194kHz未満	⑹　2,194kHz以上3.95MHz未満

	⑵　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
7　有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
8　有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

⑵　２枚目

試験成績書
（その２）

9　30MHz以上１GHz以下における不要発射による電界強度	⑴　□野外試験場又は電波半無響室			
	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件
	⑵　30MHz以上230MHz以下	準尖頭値		

8　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	準尖頭値			
	周波数帯	⑺　3.95MHz以上20MHz未満	⑻　20MHz以上30MHz以下	⑼　30MHzを超え47MHz未満
	準尖頭値			
	周波数帯	⑽　47MHz以上68MHz以下	⑾　68MHzを超え80.872MHz以下	⑿　80.872MHzを超え81.848MHz未満
	準尖頭値			
	周波数帯	⒀　81.848MHz以上87MHz未満	⒁　87MHz以上134.786MHz以下	⒂　134.786MHzを超え136.414MHz未満
	準尖頭値			
	周波数帯	⒃　136.414MHz以上156MHz以下	⒄　156MHzを超え174MHz未満	⒅　174MHz 以上188.7MHz以下
	準尖頭値			
	周波数帯	⒆　188.7MHzを超え190.979MHz未満	⒇　190.979MHz以上230MHz以下	(21)　230MHzを超え400MHz以下
	準尖頭値			
	周波数帯	(22)　400MHzを超え470MHz未満	(23)　470MHz以上1,000MHz以下	
	準尖頭値			
9　振動子の種類及び型名				
10　添付図面等	(1)　外観を示す図及び写真　(2)　構造を示す図及び写真 (3)　接続図　(4)　取扱説明書			
11　参考事項				

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

⑵　２枚目

試験成績表
（その１）

		12　製造番号	
		13　製造年月日	
14 利用周波数	(1)　設計値	(2)　測定値	19 測定条件等
15　周波数変動幅	(1)　設計値	(2)　測定値	

		⑶　230MHzを超え１GHz以下	準尖頭値			
10　１GHz以上６GHz以下における不要発射による電界強度		周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
		⑴　１GHz以上３GHz以下	尖頭値			
			平均値			
		⑵　３GHzを超え６GHz以下	尖頭値			
			平均値			

辺　　短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［削る］

16　高周波出力	⑴　定格　値	⑵　測　定　値	
17　電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測　定　値	
		準尖頭値	平均値
	⑴　150kHz以上500kHz未満	（　）	（　）
	⑵　500kHz以上５MHz以下	（　）	（　）
	⑶　5MHzを超え30MHz以下	（　）	（　）
18　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	周波数帯	準尖頭値の測定値	
	⑴　10kHz以上50kHz以下	（　）	
	⑵　50kHzを超え150kHz以下	（　）	
	⑶　150kHzを超え490kHz未満	（　）	
	⑷　490kHz以上1,705kHz以下	（　）	
	⑸　1,705kHzを超え2,194kHz未満	（　）	
	⑹　2,194kHz以上3.95MHz未満	（　）	
	⑺　3.95MHz以上20MHz未満	（　）	
	⑻　20MHz以上30MHz以下	（　）	
	⑼　30MHzを超え47MHz未満	（　）	

長辺　　短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

⑶　３枚目

試　験　成　績　表 （その２）			
	周波数帯	準尖頭値の測定値	19　測　定　条　件　等

長	18　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	⑽　47MHz以上68MHz以下	（　）	
		⑾　68MHzを超え80.872MHz以下	（　）	
		⑿　80.872MHzを超え81.848MHz未満	（　）	
		⒀　81.848MHz以上87MHz未満	（　）	
		⒁　87MHz以上134.786MHz以下	（　）	
		⒂　134.786MHzを超え136.414MHz未満	（　）	
		⒃　136.414MHz以上156MHz以下	（　）	
		⒄　156MHzを超え174MHz未満	（　）	
辺		⒅　174MHz 以上188.7MHz以下	（　）	
		⒆　188.7MHzを超え190.979MHz未満	（　）	
		⒇　190.979MHz以上230MHz以下	（　）	
		(21)　230MHzを超え400MHz以下	（　）	
		(22)　400MHzを超え470MHz未満	（　）	
		(23)　470MHz以上1,000MHz以下	（　）	

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

［⑴　略］

⑵　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

［削る］

⑶　３の⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。また、３の⑵の欄は、電源を投入し装置を起動さ

注１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　１の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきよう体の型式名を記載すること。

⑶　３の欄の記載は、次によること。

ア　「自励発振」、「自励発振（周波数自動追尾方式）」のように記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること（４の欄から８の欄までの記載において同じ。）。

⑷　４の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

せてから、５分経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。この場合において、高周波出力端子に製造者が指定する値の抵抗器又は標準振動子を負荷として接続し測定すること（４の⑵の欄及び５の⑵の欄において同じ。）。	
⑷　４の⑴及び⑵の欄は、３の⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。	⑸　５の欄は、４の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。
⑸　５の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。	⑹　６の欄の記載は、次によること。
ア　高周波出力の定格値及び測定値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値及び測定値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値及び測定値の最大値と最小値を記載すること。	ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。
イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。	イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。
⑹　６の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。	［新設］
ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。	
イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。	
ウ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。	
エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。	
⑺　７の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。	⑺　７の⑴から⑶までの欄は、最大の値の設計値をデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。	
イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。	
ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。	
エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。	
オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。	
⑻　８の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。	⑻　８の⑴から㉓までの欄は、高周波発生装置から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（⑴から⑻までの欄は毎メートル１マイクロアンペアを０デシベル、⑼から㉓までの欄は毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載
ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。	
イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものか	

ら最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。
オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数）及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑼　９の⑴の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。

⑽　９の⑵及び⑶の欄の記載は、次によること。
ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
エ　野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合であって、設備から３メートルの距離において測定したときは、実際の測定値から10デシベルを減じた値を記載すること。

⑾　10の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。
ア　内部最高周波数が108MHzを超える設備の場合に記載すること。
イ　尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
エ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。
オ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑿　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⒀　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

すること。

⑼　９の欄は、振動子の種類を「電歪型」、「磁歪型」のように記載すること。また、振動子の型名（振動子の種類及び電気的特性が同じものであって、形状により型名が異なるものは、代表的な振動子の型名）を記載すること。

⑽　添付図面等の記載は、次によること。
ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
イ　外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。
ウ　構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。
エ　外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。
オ　接続図は、部品の名称又は記号及び回路定数が記載されていること。

⑾　11の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

⑿　12の欄及び13の欄は、試験に供した装置について記載すること。

⒀　14の⑵の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、５分経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。この場合において、高周波出力端子

⑭　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。	に製造者が指定する値の抵抗器又は標準振動子を負荷として接続し測定すること（15の欄から18の欄までの測定条件について同じ。）。 ⑭　15の⑵の欄は、電源を投入してから５分経過後までの間における14の⑴の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。
［削る］	⑮　16の⑵の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。
［削る］	⑯　17の⑴から⑶までの欄の記載は、次によること。 ア　測定した最大の値をデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において妨害波電圧が最大となる妨害波の周波数を記載すること。 イ　高周波発生装置が２以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。
［削る］	⑰　18の欄の⑴から㉓までの欄の記載は、次によること。 ア　高周波発生装置から10メートルの距離で測定した最大の値をデシベル（⑴から⑻までの欄は毎メートル１マイクロアンペアを０デシベル、⑼から㉓までの欄は毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において電界強度又は磁界強度が最大となる利用周波数による発射及び不要発射の周波数を記載すること。ただし、周囲雑音レベルが高いため、特定の周波数において10メートルの距離で測定することができない場合は、当該周波数においては、より短い距離（３メートルを下回らない距離に限る。）で測定した最大の値を記載すること。 イ　高周波発生装置が２以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。
［削る］	⑱　19の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。また、⑰アのただし書の条件で測定した場合には、その旨、測定距離等を記載すること。
［削る］	⑲　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。	２　［同左］
［⑴・⑵　略］	［⑴・⑵　同左］
⑶　１から10までの欄は注１に準じて記載すること。	⑶　設計書は、１及び２の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注１に準じて記載すること。また、10の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。 ⑷　試験成績表は、注１に準じて記載すること。
［削る］	
［５～９　略］	［５～９　同左］
10　一般用放射等設備の場合	［新設］

⑴　１枚目

試験成績書（その１）					
			整理番号		
			指定番号		
1　型式名			2　製造業者名		
3　利用周波数	⑴　設計値		⑵　測定値		
4　周波数変動幅	⑴　設計値		⑵　測定値		
5　高周波出力	⑴　定格値		⑵　測定値		
6　交流電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上５MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	⑶　５MHzを超え30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
7　有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

長辺

短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

⑵　２枚目

試験成績書（その２）

8　有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(2)　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
9　150kHz以上30MHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の磁界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　150kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
10　30MHz以上１GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	(1)　□野外試験場又は電波半無響室				
	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(2)　30MHz以上80.872MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	(3)　80.872MHzを超え81.848MHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(4)　81.848MHz以上134.786MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	(5)　134.786MHzを超え136.414MHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(6)　136.414MHz以上230MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	(7)　230MHzを超え１GHz以下	準尖頭値			
		平均値			

長辺

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

(3)　３枚目

試験成績書
（その３）

長辺

11　１GHz以上18GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度（尖頭値）	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　１GHz以上18GHz以下	尖頭値			
12　１GHz以上18GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度（対数平均値又は振幅確率分布特性値及び尖頭値）	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　１GHz以上18GHz以下	□対数平均値又は振幅確率分布特性値			
	⑵　11.7GHz以上12.7GHz以下	尖頭値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

⑶　３の⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

⑷　４の⑴及び⑵の欄は、３の⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

⑸　５の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値及び測定値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値及び測定値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値及び測定値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⑹　６の⑴から⑶までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑺　７の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑻　８の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑼　９の⑴の欄の記載は、次によること。

ア　測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。

ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑽　10の⑴の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。

⑾　10の⑵から⑺までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。マグネトロンで駆動しない設備である場合は記載しないこと。

ウ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

オ　野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合であって、設備から３メートルの距離において測定したときは実際の測定値から10デシベルを減じた値を記載すること。

⑿　11の⑴の欄の記載は、次によること。

ア　利用周波数が400MHz以上の設備の場合に記載すること。

イ　測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。

⒀　12の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　利用周波数が400MHz以上の設備であって、対数平均値又は振幅確率分布特性値及び尖頭値を測定した場合に記載すること。

イ　対数平均値を測定した場合は、□にレ印を付け、測定された対数平均値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　振幅確率分布特性値を測定した場合は、測定された振幅確率分布特性値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

オ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

カ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。

⒁　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⒂　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

⑯　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　１から12までの欄は注１に準じて記載すること。

11　一般用非放射等設備の場合

⑴　１枚目

［新設］

試験成績書
（その１）

整理番号	
指定番号	

1　型式名		2　製造業者名	

3　利用周波数	⑴　設計値	⑵　測定値

4　周波数変動幅	⑴　設計値	⑵　測定値

5　高周波出力	⑴　定格値	⑵　測定値

6　交流電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上５MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	⑶　５MHzを超え30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

7　有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上	準尖頭値			

	30MHz以下	平均値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

⑵　２枚目

試験成績書
（その２）

８　有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
９　30MHz以上１GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	⑴　□野外試験場又は電波半無響室				
	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑵　30MHz以上230MHz以下	準尖頭値			
	⑶　230MHzを超え１GHz以下	準尖頭値			
10　１GHz以上６GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　１GHz以上３GHz以下	尖頭値			
		平均値			
	⑵　３GHzを超え６GHz以下	尖頭値			
		平均値			

長辺

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

⑶　３の⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

⑷　４の⑴及び⑵の欄は、３の⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波

数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

⑸　５の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⑹　６の⑴から⑶までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑺　７の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑻　８の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑼　９の⑴の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。

⑽　９の⑵及び⑶の欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

エ　電波半無響室で測定することを選択した場合であって、設備から３メートルの距離において測定したときは、実際の測定値から10デシベルを減じた値を記載すること。

⑿　10の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　内部最高周波数が108MHzを超える設備の場合に記載すること。

イ　尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⒀　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⒃　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

⒄　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　１から10までの欄は注１に準じて記載すること。

12　業務用放射等設備の場合　［新設］

⑴　１枚目

長辺

試験成績書
（その１）

整理番号			
指定番号			
1　型式名		2　製造業者名	

3　利用周波数	⑴　設計値	⑵　測定値
4　周波数変動幅	⑴　設計値	⑵　測定値
5　高周波出力	⑴　定格値	⑵　測定値

6　交流電源端子における妨害波電圧

⑴　□定格電力が75kVAを超える設備又はIT電力系統にのみ接続して設置する設備

周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
⑵　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
	平均値			
⑶　500kHz以上５MHz未満又は５MHz以下	準尖頭値			
	平均値			
⑷　５MHz以上又は５MHzを超え30MHz以下	準尖頭値			
	平均値			

7　有線通信端子における妨害波電圧

周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
	平均値			
⑵　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
	平均値			

短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

⑵　２枚目

試験成績書
（その２）

	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
8　有線通信端子における妨害波電流	(1)　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(2)　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

長

	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
9　150kHz以上30MHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の磁界強度	(1)　150kHz以上490kHz未満	準尖頭値			
	(2)　490kHz以上1,705kHz以下	準尖頭値			
	(3)　1,705kHzを超え2,194kHz未満	準尖頭値			
	(4)　2,194kHz以上3.95MHz未満	準尖頭値			
	(5)　3.95MHz以上11MHz未満	準尖頭値			
	(6)　11MHz以上20MHz未満	準尖頭値			
	(7)　20MHz以上30MHz以下	準尖頭値			

辺

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

(3)　３枚目

試験成績書
（その３）

(1)　□野外試験場又は電波半無響室において測定

周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
(2)　30MHz以上47MHz未満	準尖頭値			
(3)　47MHz以上54.56MHz未満	準尖頭値			
(4)　54.56MHz以上68MHz以下	準尖頭値			

長辺	10　30MHz以上１GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	(5)　68MHzを超え80.872MHz以下	準尖頭値			
		(6)　80.872MHzを超え81.848MHz未満	準尖頭値			
		(7)　81.848MHz以上87MHz未満	準尖頭値			
		(8)　87MHz以上134.786MHz以下	準尖頭値			
		(9)　134.786MHzを超え136.414MHz未満	準尖頭値			
		(10)　136.414MHz以上156MHz以下	準尖頭値			
		(11)　156MHzを超え174MHz未満	準尖頭値			
		(12)　174MHz以上188.7MHz以下	準尖頭値			
		(13)　188.7MHzを超え190.979MHz未満	準尖頭値			
		(14)　190.979MHz以上230MHz以下	準尖頭値			
		(15)　230MHzを超え400MHz以下	準尖頭値			
		(16)　400MHzを超え470MHz未満	準尖頭値			
		(17)　470MHz以上１GHz以下	準尖頭値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

(4)　４枚目

長辺

試験成績書
（その４）

	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
11　１GHz以上18GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度（尖頭値）	⑴　１GHz以上4.8GHz以下	尖頭値			
	⑵　4.8GHzを超え5GHz未満	尖頭値			
	⑶　５GHz以上5.725GHz以下	尖頭値			
	⑷　5.725GHzを超え5.875GHz未満	尖頭値			
	⑸　5.875GHz以上7.2GHz以下	尖頭値			
	⑹　7.2GHzを超え7.5GHz未満	尖頭値			
	⑺　7.5GHz以上9.6GHz以下	尖頭値			
	⑻　9.6GHzを超え10GHz未満	尖頭値			
	⑼　10GHz以上11.45GHz以下	尖頭値			
	⑽　11.45GHzを超え11.75GHz未満	尖頭値			
	⑾　11.75GHz以上12GHz以下	尖頭値			
	⑿　12GHzを超え12.5GHz未満	尖頭値			
	⒀　12.5GHz以上14.4GHz以下	尖頭値			
	⒁　14.4GHzを超え15GHz未満	尖頭値			
	⒂　15GHz以上16.8GHz以下	尖頭値			
	⒃　16.8GHzを超え	尖頭値			

	17.625GHz未満				
	⑰　17.625GHz以上18GHz以下	尖頭値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

⑸　５枚目

試験成績書
（その５）

	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
12　１GHz以上18GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度（対数平均値又は振幅確率分布特性値及び尖頭値）	⑴　１GHz以上18GHz以下	□対数平均値又は振幅確率分布特性値			
	⑵　11.7GHz以上12.7GHz以下	尖頭値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

⑶　３の⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

⑷　４の⑴及び⑵の欄は、３の⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

⑸　５の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⑹　６の⑴の欄は、定格電力が75kVAを超える設備又はIT電力系統にのみ接続して設置

する設備の場合は、□にレ印を付けること。

⑺　６の⑵から⑷までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑻　７の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑼　８の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑽　９の⑴から⑺までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。

ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載するこ

と。

⑾　10の⑴の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。

⑿　10の⑵から⒄までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から30メートルの距離において測定した値は実際の測定値から10デシベルを加えた値を記載すること。設備から３メートルの距離において測定したときは、実際の測定値から10デシベルを減じた値を記載すること。

ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑿　11の⑴から⒄までの欄の記載は、次によること。

ア　利用周波数が400MHz以上の設備であって、尖頭値のみを測定した場合に記載すること。

イ　それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⒁　12の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　利用周波数が400MHz以上の設備であって、対数平均値又は振幅確率分布特性値及び尖頭値を測定した場合に記載すること。

イ　対数平均値を測定した場合は、□にレ印を付け、測定された対数平均値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　振幅確率分布特性値を測定した場合は、測定された振幅確率分布特性値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

オ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

カ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源

周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑮　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⑯　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

⑰　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　１から12までの欄は注１に準じて記載すること。

13　業務用非放射等設備の場合　　［新設］

⑴　１枚目

試験成績書
（その１）

整理番号	
指定番号	

1　型式名		2　製造業者名	

3　利用周波数	⑴　設計値	⑵　測定値

4　周波数変動幅	⑴　設計値	⑵　測定値

5　高周波出力	⑴　定格値	⑵　測定値

6　交流電源端子における妨害波電圧

⑴　□定格電力が75kVAを超える設備又はIT電力系統にのみ接続して設置する設備
□上記以外の設備のうち、定格電力が20kVAを超え、専用の変圧器又は発電機に接続される設備

周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
⑵　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
	平均値			
⑶　500kHz以上５MHz未満又は５MHz以下	準尖頭値			
	平均値			

長辺

	⑷ 5 MHz 以上又は 5 MHz を超え 30MHz 以下	準尖頭値			
		平均値			
7 有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴ 150kHz 以上 500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵ 500kHz 以上 30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

⑵ ２枚目

試験成績書
（その２）

8 有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴ 150kHz 以上 500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵ 500kHz 以上 30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
9 30MHz 以上 1 GHz 以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	⑴ □定格電力が20kVAを超え、専用の変圧器又は発電機に接続され、低圧の架空電力線に直接接続せずに設置される設備				
	⑵ □野外試験場又は電波半無響室において測定				
	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑶ 30MHz 以上 230MHz以下	準尖頭値			
	⑷ 230MHz を超え1GHz以下	準尖頭値			
10 1 GHz 以上 6 GHz 以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴ 1 GHz 以上 3 GHz以下	尖頭値			
		平均値			
	⑵ 3 GHz を超	尖頭値			

長辺

	え６GHz以下	平均値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

⑶　３の⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

⑷　４の⑴及び⑵の欄は、３の⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

⑸　５の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⑹　６の⑴の欄は、定格電力が75kVAを超える設備若しくはIT電力系統に接続して設置し、専用の変圧器又は発電機から給電され低圧の架空電力線に接続せず、住宅用地から30メートル以上離れた場所若しくは遮蔽として働く構造物によって隔絶された場所にのみ設置する設備又は定格電力が20kVAを超え、かつ、専用の変圧器若しくは発電機と接続し、低圧の架空電力線に直接接続せずに設置する設備の場合は、該当する□にレ印を付けること。

⑺　６の⑵から⑷までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑻　７の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑼　８の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑽　９の⑴の欄は、設備の定格電力が20kVAを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の架空電力線に直接接続せずに設置する設備の場合は、□にレ印を付けること。

⑾　９の⑵の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。

⑿　９の⑶及び⑷の欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートルの距離において測定した値は実際の測定値から10デシベルを減じた値を、設備から30メートルの距離において測定した値は実際の測定値から10デシベルを加えた値を記載すること。

ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⒀　10の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　最高内部周波数が108MHzを超える場合に記載すること。

イ　尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。 エ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。 オ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。 ⑭　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。 ⑮　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。 ⑯　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。 ２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。 ⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。 ⑵　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。 ⑶　１から10までの欄は、注１に準じて記載すること。	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線をおした標記部分を除く全体におした下線は注記である。	

附　則

（施行期日）

一　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

二　この告示による改正後の第２の４の規定にかかわらず、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの添付書類の様式については、この告示の施行の日から起算して五年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

○総務省訓令第五十二号

高周波利用設備許可関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

高周波利用設備許可関係審査基準の一部を改正する訓令

高周波利用設備許可関係審査基準（平成13年総務省訓令第77号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） 第２条　この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［⑴～⑼　略］ ⑽　実験用 WPT　非接触電力伝送装置であって、漏えい電界強度の低減技術の検証その他の実験を行うものをいう。 （通信設備以外の設備関係） 第５条　法第 100 条第１項第２号の設備は、次の各号に適合するものであること。 ⑴　第４条第１号ア及びイの規定は、通信設備以外の設備の設置場所の審査をする場合に準用する。 ［⑵・⑶　略］ ⑷　通信設備以外の設備の安全施設は、施行規則第 48 条各号に規定する条件に適合するものであること。 ⑸　通信設備以外の設備からの漏えい電界強度が、設備規則第 65 条第１項各号に規定する値に適合するものであること。 ［⑹　略］ ⑺　実験用 WPT については、免許規則別表第９号第２注 23⑵に定める項目全てが、実験に係る計画書に記載されており、かつ、次の項目が設備規則第 66 条の規定に照らして適切と認められるものであること。 ［ア～エ　略］	（用語の定義） 第２条　この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［⑴～⑼　略］ ⑽　実験用各種設備　施行規則第 45 条第３号に規定する各種設備であって、漏えい電界強度の低減技術の検証その他の実験を行うものをいう。 （通信設備以外の設備関係） 第５条　法第 100 条第１項第２号の設備は、次の各号に適合するものであること。 ⑴　第４条第１号の規定は、通信設備以外の設備の設置場所の審査をする場合に準用する。 ［⑵・⑶　略］ ⑷　通信設備以外の設備の安全施設は、施行規則第 48 条、第 49 条又は第 50 条に規定する条件に適合するものであること。 ⑸　通信設備以外の設備からの漏えい電界強度が、設備規則第 65 条に規定する値に適合するものであること。 ［⑹　略］ ⑺　実験用各種設備については、免許規則別表第９号第２注 23⑵に定める項目全てが、実験に係る計画書に記載されており、かつ、次の項目が設備規則第 66 条の規定に照らして適切と認められるものであること。 ［ア～エ　略］

附　則

この訓令は、令和八年十一月二日から施行する。